

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和4年12月5日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 19名

1番 鈴木勝利

2番 藤田尚美

3番 秋山泉

4番 加川裕美

6番 甲斐徳之助

7番 池辺己実夫

8番 諸橋太一郎

9番 市川圭一

10番 伊藤裕一

11番 山本伸子

12番 守屋常雄

13番 北島登

14番 杉森弘之

15番 須藤京子

16番 黒木のぶ子

18番 柳井哲也

19番 石原幸雄

21番 遠藤憲子

22番 利根川英雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
市長公室長	滝本仁
経営企画部長	吉田将巳
総務部長	飯野喜行
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	内藤雪枝
環境経済部長	山岡孝
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	関達彦
監査委員事務局長	大里明子
農業委員会事務局長	榎本友好
経営企画部次長兼 政策企画課長	二野屏公
総務部次長兼 人事課長	本多聡
市民部次長兼 市民活動課長	栗山裕一
保健福祉部次長兼 こども家庭課長	飯島希美
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	渡辺恭子
環境経済部次長兼 商工観光課長	大徳通夫
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田英行
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
全参事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	野口克己
庶務議事課長	飯田晴男
庶務議事課長補佐	宮田修
庶務議事課主査	椎名紗央里

令和4年第4回牛久市議会定例会
 一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 石原 幸雄 (一問一答方式)	1. 「教育行政」について	①来年は現教育長が教育長に就任して10年を迎えるが、教師の働き方改革や学び合いの学習方式のデメリットも指摘されている。それ等を踏まえ、その学習方式の今後の方向性をどの様に考えているのか？ ②今後の幼児教育のあり方として、公立の認定こども園の設置を検討すべきと考えるか？	市長 教育長 関係部長
	2. 「稲敷エリア広域バス路線の一部変更」について	コミュニティバス「かっぱ号」が走行していない東部地域の住民は、通院や買い物等での外出の際、JR牛久駅方面への外出の割合が高いので、稲敷エリア広域バス路線の一部について、始発と終点をJR牛久駅に変更しては如何か？	市長 関係部長
	3. 「敬老事業交付金の交付のあり方」について	交付金の申請について、行政区等からの申請に頼るのではなく、行政側で対象者数を把握し、その人数分を行政区等に交付すべきと考えるか？	市長 関係部長
	4. 「防犯ステーションの設置」について	人口密集地であるみどり野・東みどり野・さくら台地区の防犯対策として、防犯ステーションの設置を検討すべきと考えるか？	市長 関係部長
	5. 「行政区への移行の是非に係わる住民意向調査の実施」について	準行政区の行政区への移行の是非について、先頭に立って意見集約をする住民が不在であることから、行政が主体となって、住民意向調査を実施すべきと考えるか？	市長 関係部長

<p>2. 秋山 泉 (一問一答方式)</p>	<p>1. 带状疱疹対策</p> <p>2. 歯科検診</p> <p>3. 豪雨対策</p> <p>4. ペットの殺処分対策</p>	<p>①带状疱疹予防ワクチンの公費助成制度導入について伺う。</p> <p>①定期的な歯科検診の公費助成制度導入について伺う。</p> <p>①気象観測システム・ポテカを導入した経緯 ②予算について伺う。 ③メリットについて伺う。 ④市民への周知・活用方法について伺う。</p> <p>①マイクロチップ装着補助制度導入について伺う。</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>3. 守屋 常雄 (一問一答方式)</p>	<p>1. ひたち野うしく中学校建設について</p> <p>2. スズメバチ等に対する予算について</p>	<p>1. ひたち野うしく中学校建設を決断するに至った経緯は？そしてその時点での市内の中学校全体の充足数は？</p> <p>2. 建設総費用と償還予定についてのその時点での計画は？</p> <p>3. 今後の対象中学生の人口推移と（学区編成の確認含む）現在の状況とのギャップはどうか？</p> <p>4. 市長の選挙公約であった、ひたち野うしく中学校建設の総括</p> <p>1. 害獣等の種別について教えてください。</p> <p>2. それらが及ぼすであろう危険性については</p> <p>3. 被害を受けている市民に対しての行政の責任の範疇をどうとらえているか？</p> <p>4. 予算を編成するにあたり担当部署としての割当や判断基準は 特にスズメバチ駆除についての被害状況を自治会等から聞き取り調査を十分に行っていたのか？</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>4. 柳井 哲也 (一問一答方式)</p>	<p>1. 市内各地域に於ける伝承文化の消</p>	<p>昭和の伝統的な生活文化が、平成令和に入り大部消</p>	<p>市長 教育長</p>

	<p>減について</p> <p>2. 牛久シャトーの経営について</p>	<p>減した。更にコロナ禍がこの民俗的な課題に拍車をかけた。短期間にこのように変化した時は、ほかにない</p> <p>①牛久市の民俗学を調査する必要性について</p> <p>②伝承文化と民具の収集と保存</p> <p>③展示と未来の予測</p> <p>④国登録有形文化財旧岡田小学校女化分校（女化青年研修所）の活用</p> <p>女化分校の沿革</p> <p>明治24年 私立化成学館（米宣教師）</p> <p>明治26年 閉館</p> <p>明治31年 私立女化尋常小学校</p> <p>昭和12年 女化第4尋常小学校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>村立岡田小学校女化分教場</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>昭和14年 新校舎 婦人会青年会敬老会各種会合に活用される</p> <p>昭和47年 閉校</p> <p>①現在の経営状況はどうか</p> <p>②日本遺産の取消状況と牛久シャトーの場合</p>	<p>関係部長</p> <p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>5. 山本 伸子 （一問一答方式）</p>	<p>1. 少子化における保育環境の整備</p>	<p>(1) 将来児童数（0－2歳児及び3－5歳児）の推計について伺う。</p> <p>(2) 公立保育園再編計画における公立保育園と民間保育園の考え方について伺う。</p> <p>(3) 保育士を確保するための取り組みについて伺う。（国・県の補助事業と市単独の補助事業）</p> <p>(4) 保育士の業務の負担軽減及び離職防止のための取り組みについて伺う。（国・県の補助事業と市単独の補助事業）</p> <p>(5) 配慮を必要とする園児への対応について伺う。</p>	<p>市長 副市長 関係部長 関係次長</p>

	<p>2. 「まちづくりの将来像」が見える市政情報の提供</p> <p>3. 行政サービス向上につながる職員の健康管理</p>	<p>(1) 市独自の教育広報「うしくの教育」や市政情報誌「USHIKU」の発行の目的と効果について伺う。</p> <p>(2) 報道機関への情報提供の目的と効果について伺う。</p> <p>(3) シティープロモーションにつながる市政情報の提供について伺う。</p> <p>(1) 職員の健康診断受診の状況とアフターフォローについて伺う。</p> <p>(2) 療養休暇及び分限休職者の近年の状況と復職に向けての対応について伺う。</p> <p>(3) 職員の喫煙者数の状況と禁煙指導について伺う。</p>	
<p>6. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>1. 通園・通学バスの置き去り防止について</p> <p>2. 市有地の管理について</p>	<p>(1) 通園・通学バスの利用状況</p> <p>(2) 置き去り防止の取り組み</p> <p>(3) 置き去り防止の強化に向けた今後の取り組み</p> <p>(1) 市財産管理規則第13条「財産の維持及び保全の適否等」とは</p> <p>(2) 市道の損傷、雑草や植え込み・樹木の繁茂、公園の雑草・樹木の繁茂、遊具の劣化・損傷等の状況の把握と対応</p> <p>(3) 市道の全面的再舗装の実施時期、市道や公園の除草・剪定の時期や回数</p> <p>(4) 除草回数、剪定期の見直し</p> <p>(5) 市道へ越境している民有地の雑草や樹木の除去</p> <p>(6) 降雪時等の路面凍結防止や凍結道路の氷雪の除去</p> <p>(7) 路面標示や防護柵、カーブミラー、防犯灯等</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

		<p>の損傷に対する把握と対応</p> <p>(8) 側溝内の清掃</p> <p>(9) 側溝蓋を外せない場合の清掃</p> <p>(10) 側溝への蓋掛け</p> <p>(11) 未利用地の雑草・樹木の繁茂の状況の把握と対応</p> <p>(12) 民家に隣接する未利用地の倒木の可能性のある樹木の状況の把握と対応</p> <p>(13) 全市有地の適切な管理と対応</p> <p>(14) 市民通報アプリの導入</p> <p>(15) 除草・剪定作業の自治会への協力依頼と「報奨金」の交付</p>	
	3. 不登校への対応について	<p>(1) 不登校の実態</p> <p>(2) コロナの影響</p> <p>(3) 不登校への対応</p> <p>(4) 成果や改善状況</p> <p>(5) 学びの保障</p> <p>(6) 家庭への支援</p> <p>(7) 不登校の何が問題か</p> <p>(8) 根本的な解決法</p>	
7. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	<p>1. 小学生のランドセル問題について</p> <p>2. GIGAスクール構想に基づく一人一台パソコン配布の現状と課題について</p>	<p>(1) 小学校1年生にとって通学時に重すぎるランドセルについて</p> <p>(2) 保護者等にとって費用負担が大きすぎるランドセルについて</p> <p>(3) 軽くて手軽な価格の通学用バックについて</p> <p>(1) 令和2年度に整備した内容の確認について</p> <p>(2) 現在の運用の状況と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレットパソコンが学校現場でどのように使われているのか ・パソコンの破損の状況は ・パソコンの破損した際の修理の状況と修理中の対応は <p>(3) 5年リース終了後の再整備について</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p> <p>市長 教育長 関係部長</p>

<p>8. 諸橋 太一郎 (一問一答方式)</p>	<p>重要施策決定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の考える重要施策とは ・施策決定の経緯と経過 ・ひたち野リフレビルへ市の窓口開設と教育委員会移転決定経緯と審議過程 ・議会の提出したエスカード牛久ビルの利活用に関する中間報告に関する意見・感想 	<p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>9. 加川 裕美 (一問一答方式)</p>	<p>1. 交通安全対策について (1)令和3年度の主な対策箇所 (2)今年度の予定箇所 (3)今後に向けて</p> <p>2. 市民活動の現状と展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全施設等の主な安全対策箇所 ①直近までの整備・対策状況 ②予定されている箇所 ●令和5年度以降に整備・対策が見込まれる箇所、中長期的計画、市民要望等 ①行政区ごとの自治体加入率、コロナ禍で中止された活動・イベント等 ②今年度の活動・イベント、新たな施策等 ③活性化に向けて 	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p> <p>市長 副市長 関係部長</p>
<p>10. 須藤 京子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化問題にみる市政運営について</p> <p>2. 福祉部門の窓口対応について</p>	<p>1.</p> <p>(1)牛久市にとっての3組合統合・複合化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①統合・複合化によって負担増となる牛久市の分担金 ②職員不補充による組織体制堅持の際に想定される職員派遣 <p>(2)3組合統合後に予定されるごみ処理広域化と斎場事務の複合化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第2段階として統合・複合化を推進する際の牛久市のスタンス <p>(3)統合複合化の進め方における市執行部の姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ①議会に対する情報提供の在り方、市長の説明責任 <p>2.</p> <p>(1)市民の生活に直結する窓口対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活の実情をつかみ取 	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

	3. 生活環境の保全に関する条例について	<p>る力、寄り添う心と制度等を理解していただくための伝える力をどう高めるか。</p> <p>②納得の得られない市民への対処法はできているか。</p> <p>③いつでも相談に応じられる体制はできているか。</p> <p>3. (1) 第3回定例会で可決の「生活環境の保全に関する条例の制定を求める決議」への対応について</p> <p>①条例制定に向けた取り組みの現状</p> <p>②条例制定に実効性を持たせるための取り組み</p>	
11. 藤田 尚美 (一問一答方式)	<p>1. 不登校支援</p> <p>2. 中央図書館について</p> <p>3. 9価HPVワクチンの定期接種化対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状 ・アンケート実施に至った経緯 ・対象者数とどのようにアンケートをとったのか ・調査結果 ・結果からみえてきたものは ・対応 ・不登校特例校の認識をうかがう ・不登校特例校の設置の考え ・希望の広場の分室の考え <ul style="list-style-type: none"> ・休館中の学習室の代替えの考え ・食事等ができる居場所設置について ・今後、まちづくりの観点からの中央図書館位置づけ <ul style="list-style-type: none"> ・今年度直近までの接種率はどのようになっていますか。また、推奨再開後の市民の反響はありましたでしょうか。 ・9価HPVワクチンの効果や安全性についてうかがいます。 	市長 教育長 関係部長

	4. 出産・子育て応援交付金の活用について（伴走型相談支援と経済支援の一体的実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 価HPVワクチンの定期接種化に伴う本市の対応、対象となる方への周知方法についてうかがいます。 ・ 活用にむけて準備を 	市長 教育長 関係部長
12. 甲斐 徳之助 （一問一答方式）	1. 行政サービス他の継続性について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材育成の基本方針について 2. 人事採用条件について 3. 採用後の人材育成の考え方について 4. 組織の在り方についてどのように行政サービスを継続していくのか 	市長 教育長 関係部長
13. 黒木 のぶ子 （一問一答方式）	(1) マイナンバーカードについて	<p>(1)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①牛久市はマイナンバーカードへのデータ入力業務委託の有無 ②マイナンバーカード紛失時の再発行の手続（有料、無料）と連絡先 ③健康保険証が導入されるとトラブル（システム障害）の発生時の保険証の代替 ④牛久市内でマイナンバーカードで受診できる医療機関の数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で2024年秋までにデジタル化を予定している医療機関数 ⑤個人データの情報管理とセキュリティーの責任の所在と保証 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者施設では現保険証は預っているが、マイナンバーカードは情報の扱いから駄目との施設の所見であるが救済についての考えは。 	市長 関係部長
14. 伊藤 裕一 （一問一答方式）	1. 公共施設マネジメントについて	<ol style="list-style-type: none"> ①公共施設の配置や規模の適正化についての考え ②庁内体制、個別計画の策定、市民とのコミュニ 	市長 副市長 関係部長

		<p>ケーション等適正化に向けた具体策</p> <p>③長寿命化の取り組み</p> <p>④行政財産の貸出、ネーミングライツ、受益者負担等の収支改善策</p> <p>⑤公民連携について</p> <p>⑥インフラ系施設について</p> <p>⑦人口見直しについて</p>	
	<p>2. 市道23号線全線開通、国道6号牛久土浦バイパス遠山町～城中町間開通後の状況について</p>	<p>①交通状況について</p> <p>②交通安全施設や周辺道路の整備について</p> <p>③沿線開発の状況について</p>	
<p>15. 北島 登 (一問一答方式)</p>	<p>1. 市職員の代休について</p> <p>2. ヤングケアラーについて</p>	<p>1. 開票業務での代休取得</p> <p>1) 代休の状況</p> <p>2) 代休の取得期間</p> <p>2. 取得できない場合の対応</p> <p>3. 改善策</p> <p>1) 時間外手当の支給</p> <p>2) 職員の増員</p> <p>1. ヤングケアラーについての認識</p> <p>1) 定義</p> <p>2) 国、県の調査</p> <p>2. 牛久市の現状について</p> <p>1) 現状をどのように把握しているか</p> <p>2) ヤングケアラーの実態について</p> <p>3. 支援策</p> <p>1) 学校での支援</p> <p>2) 市としての支援制度の充実</p>	<p>市長 関係部長</p>
<p>16. 遠藤 憲子 (一問一答方式)</p>	<p>1. 市民団体等が公共施設等を利用した場合のきまりについて</p> <p>2. 国の地方創生臨時交付金について</p>	<p>1) うしく Wai ワイまつりは市民の自由な発表の場でもある。「いい友市(フリーマーケット)」について</p> <p>2) 生涯学習センターやエスカード牛久など、市の公共施設ではどうか</p> <p>1) 市の重点政策との関係は</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

		<p>2) 住民・事業者の支援について判断基準は</p> <p>3) 今後の計画について</p>	
<p>17. 利根川 英雄 (一問一答方式)</p>	<p>1, 就学援助制度の 拡充について</p> <p>2, 牛久市事業者支 援一時金支給につ いて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助の目的 ・申請者数と受理、不受理 件数 ・要保護と準要保護の年度 別件数 ・要保護、準要保護の条件 ・何故学校提出か ・審査の必要性和基準 ・生保第32条 ・準要保護の条件 <ul style="list-style-type: none"> ・支給条件 	<p>市長 教育長 関係部長</p>

令和4年第4回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和4年12月5日（月）午前10時開議

日程第1．一般質問

午前10時00分開議

○杉森弘之 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る11月30日に開催されました教育文化常任委員会において行われました互選の結果について報告がありましたので、報告いたします。

委員長に守屋常雄議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は17人です。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者及び答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

一般質問

○杉森弘之 議長 初めに、19番石原幸雄議員。

〔19番石原幸雄議員登壇〕

○19番 石原幸雄 議員 改めまして、おはようございます。

無党派の石原幸雄でございます。

ただいまより通告に従いまして、市政全般について5点の一般質問を行います。

まず、第1点目といたしまして、教育行政について2項目の質問をいたします。

初めは、学び合いの学習方式の今後の方向性についてであります。

申し上げるまでもなく、本市では、平成17年頃から学び合いの学習方式が始まり、現教育長が教育長に就任した平成25年4月1日以降に、市内の小中学校全体で本格的に導入されたものと認識をいたしております。

しかしながら、学び合いの学習方式は学力のボトムアップが図られるとのメリットが認めら

れる反面、学習能力がより高い児童生徒にとっては、授業への物足りなさや歯がゆさが感じられることに加えて、現場の教師からは、かなりの心労を強いられているなどのデメリットを指摘する声が聞かれるのであります。

ところで、文部科学省は、教師が一方的に発する言葉を児童生徒が聞きながら授業を進める従来の受け身型の学習方式ではなく、児童生徒が主体的かつ能動的に学習する方式、いわゆるアクティブ・ラーニングを推奨していることを踏まえると、本市の学び合いの学習方式は国の推奨する学習方式の一步あるいは二歩先を進んでいるものと判断をいたします。

そこで、改めて質問をいたします。

来年は、現教育長が教育長に就任して10年という節目の年を迎える一方で、教師の負担を軽減するための働き方改革や、学び合いの学習方式に関わるデメリットなどの解決すべき課題がありますが、これらを踏まえて、学び合いの学習方式の今後の方向性をどのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 教育長に就任して以来、牛久の全ての子供たちの幸せづくりというものを考えてきました。その実現のために一貫して取り組んできたのが、授業を変えて、子供を変えて、学校を変える取組です。

これまでは、真面目とか努力というのが大切にされてきましたが、障害のある子供や不登校ぎみでも頑張っている子供にとっては、真面目や努力ではついていけないことがありました。大切なものは、安心と夢中だと思いました。何でも話し合える友達や先生がいて、心の居場所となる学級や学校があって、そこでみんなで夢中になることに取り組んでいけるような学校を目指しました。

そのために、日々の授業を通して子供たちが優しさや思いやりを持って、互いにケアしながら豊かな人間を育てるケアリング・コミュニティーといった集団づくり、そして、子供たちが主体的に関わり合い、互いに学び合いながら学力を高めるラーニング・コミュニティーといった学習集団、この2つを日々の授業を通してつくっていくことを目指しました。

このような授業を実現するためには、教師の授業力向上が不可欠です。しかし、教師一人が成長していくのは難しいことでもあります。そこで、授業づくりについて、みんなで語り合える教師の同僚性を構築することが最も重要で大切なことだと考え、毎月1回、同僚の授業を参観し、その後、子供の学びの姿を職員同士で語り合いながら、自分の授業力を成長させていくシステムを校内に定着させることにしました。

このような中、新しい学習指導要領が告示されました。そこには、主体的・対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングのある授業を通して、優しさや思いやりなどの人間性に関する資

質能力も育てるといった内容が示されました。このことで、私たちが取り組んでいる授業づくりが、新学習指導要領の目標と合致することとなりました。

主体的で対話的で深い学び、アクティブ・ラーニングの授業は、教師が一方向的に教え授ける授業とは大きく異なります。教えることから、子供に学ばせるものです。このような授業を実現することは、容易なことではありません。そのため、教師の授業準備の時間は多くなるかもしれません。しかし、子供たちが生きる未来は、今以上に予測困難な社会であり、そのような社会にも対応できる力を育成することが求められています。

教育委員会としましては、教職員がこのような授業づくりや子供と直接触れ合う時間を保障するために、その他の業務の削減に努めています。そして、若手もベテランも、正規の職員でない講師も、誰一人孤立することなく学び合えるような取組をしています。

また、子供たちが主体的に関わり合いながら互いに学び合う授業において、低学力の子供だけが恩恵を受けて、高学力の子供にとってはつまらない授業になっているという御指摘も受けることがあります。

しかしそうではありません。牛久市では、全ての子供が夢中になれる授業を目指しています。そのために、高学力の子供も夢中になって取り組めるような教科書のレベル以上の高い課題づくりを重視しています。

一方で、低学力の子供たちがついてこれられないのではないかと恐れがちですが、子供たち同士でつながりながら、学び合うことで底上げをしています。

また、学力は基礎から積み上げていってつくるものではなく、何度も繰り返し活用することで確実な定着が図れます。年賀状を書くときに、ワープロソフトで文字の大きさとか、線の引き方とか、写真の入れ方とか、一つ一つ丁寧にまず学んでから、最後に年賀状を書くといった手法は取っていません。実際に、年賀状を何枚も何枚も作りながら、基礎に戻って覚えていくといった学び方を大切にしています。

実際、全国学力・学習状況調査等においても、牛久市の児童生徒の学力は、県や国と比較しても高い結果を残しています。

また、牛久市では地域の課題を取り上げて学習活動を進めています。地域の課題には、すぐには答えが見つからないものがたくさんあります。こうした課題は、学力が高い子供も低い子供もひとしく解決が困難なものです。そこで、課題解決に向けては、子供たちだけでなく地域の方々の協力を得ながら、地域と協働して、その解決を進めています。

このような学習を進める中で、今国が求めている、学びに向かう力や思考、判断、表現といった力も養われていくと思います。

一方、地域の方々が授業づくりにも参画していただくことで、教師の負担軽減にもつながっ

ていた例もあります。

今後についてですが、先ほど述べたように、私たちが取り組んできた授業づくりは、新学習指導要領の目標と同じものです。今後も、今までと同じように地域の協力を得ながら、教師の負担軽減を図りつつ、質の高い授業づくりを推進してまいります。そして、牛久市の全ての子供たちの幸せのために、授業を変えて、子供を変えて、学校を変える取組を、より一層進めていきたいと考えています。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、教育長から、学び合いの学習方式の今後の方向性ということで、細かく御答弁をいただきました。

その答弁から判断をいたしますと、学び合いの学習方式に、私が指摘をさせていただいたデメリットというものは一切懸念する必要がないと判断をしてよろしいのでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 一番の問題は、教員の問題です。四百数十名の先生方がいるのですが、他市町村から年中替わってきます。校長先生も二、三年で他市町村の方々がいらっしゃるということでもあります。また教員も、現在非常勤も含めると20人以上の教員が不足している状況があります。

そういった中で、教員の質を向上するというか、維持していくということに対する難しさを感じているところがあります。

もう一つは、小学1年生です。幼稚園や保育所から来る1年生が、落ち着きがないというか、支援の必要な方も多いわけですが、そこにベテランでない若い先生方が小1の担任をやっておりますので、先生方の質を向上して、小学校1年生からうまく学ばせるということに、今困難を抱えているという状況があります。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうしますと教育長、今、教育長自らお答えになりましたが、教師の質の向上というのを、今後学び合いの学習方式を維持しながら、具体的にどのように克服をされていこうとお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 先生方でも、やはり辞めていってしまったり、鬱になったりしてしまった人がいるんですが、子供と一緒に、仲間がいて、仲間と一緒に学び合うということ、教師集団をつくっていくことが、授業力の向上とか教師の心の安定につながると思いますので、先ほども言いましたように、月に1回ずつ、みんなで授業を見ながら語り合うということ、最

近は、区長さんや民生委員や地区社協の方々も一緒に授業を見て、先生たちと一緒に語り合っているのがほとんどの学校です。

そういった中で、そういった地区社協、区長、民生委員、PTAの本部役員等々と一緒に、みんなで学び合うような学びの共同体というものを、子供から学校から地域で広げていって、地域総ぐるみで支えていきながら、子供を育てていきたいなという考えであります。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そういたしますと、再度お尋ねをいたします。

牛久市の教育の方向性というのは、今後も末永く、学び合いの学習方式を続けていくと判断をしてよろしいですか。

○杉森弘之 議長 染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫 教育長 今言ったように、学び合いの範囲を地域まで広げて、地域総ぐるみで子供たちの学びを支えるという、その学びの共同体の確立というか、そういうものを今後も続けていきたいと思っています。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 それでは、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、2項目めの質問でございます。

今後の幼児教育の在り方について質問をいたします。

御承知のように、本市では、現在2園の公立幼稚園を、令和6年度より1園に統廃合するとともに、現行の4園の公立保育園については、今後3年から5年以内に2園に再編するとの計画が示されていることは論をまたないところであります。

では、なぜ幼稚園の統廃合や保育園の再編がなされなければならないのか。一言で言えば、近年の少子化が、その背景に存在するものと思料いたします。

ところで、幼保一元化という言葉が、声高に叫ばれて久しく、その一環として認定こども園が立ち上げられていると認識をいたしますが、少子化現象は簡単には解消されず、今後もしばらくは続くものと思われることから、今後の幼児教育の在り方を考える場合、幼保一元化をベースとすることは有効な選択肢の1つであると判断をいたします。

そこで、少子化の現状への対応策として、この際、公立の認定こども園を整備することも検討すべきと考えるのでありますが、本市の今後の幼児教育の在り方については、どのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 幼児教育とは、3歳以上の幼児期の施設での教育を幼児教育と呼び、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3歳以上について、幼児教育として共通のことが記載されています。

今後の在り方としては、知識、技能の基礎、思考力、判断力、表現力等の基礎、学びに向かう力、人間性という3つの柱を基本とし、幼児教育から義務教育、高等学校教育を見通して、生活や学習に必要な資質能力が育まれるよう、幼児期にふさわしい環境を通して総合的に指導することが求められています。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設です。保護者が働いている状況にかかわらず、どの子供も教育・保育を一緒に受けることができます。

現在、市内には3つの民間認定こども園が設置されています。保育施設での幼児教育については、市は幼児教育指導員を配置し、公立、私立を問わず、保育園、認定こども園に出向き、就学に向けた指導を行っています。

また、指導課の行っている巡回相談においても、園児、保護者、保育士を対象に相談指導を実施し、指導課と連携した幼児教育としての充実に努めています。

今後は、減少傾向にある保育需要の状況に対応するため、公立保育園を再編し、市内保育施設間の保育需要の調整役としての役割を持たせ、これまで整備してまいりました民間保育施設を残し、民間保育施設へシフトする計画となっています。

民間の保育園と認定こども園については、国・県の補助があるため、児童1人当たりの運営費負担額は、公立で設置するよりも市の財政負担が少なくなります。

こうしたことから、市では、新規に公立の認定こども園を設置する考えは今のところございません。今後の保育需要の状況や国の動向を注視しながら、調査研究してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今の部長の答弁によりますと、公立での認定こども園の設置の計画はないと、そういう考えはないということですが、であるとすれば、民間での認定こども園の設置については、補助とかお手伝いをするという考えはありますか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 民間で認定こども園を設置するという場合には、運営補助が国からもございますし、市といたしましては、民間の幼稚園、それから民間の保育園から認定こども園を設置したいということがございましたら、もちろん相談に応じて支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 いずれにしても、この少子化の問題というのは、そう簡単に克服できる問題ではありませんので、状況を見ながら、需要に応じた対応をすべきであるということをお願いして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第2点目といたしまして、稲敷エリア広域バス路線の一部変更について質問をいたします。

御承知のように、公共交通の1つとして稲敷エリア広域バスが運行されておりますが、この広域バスは平成29年2月から運行が開始され、現在では、平日で5往復10便、土日で4往復8便が、JRひたち野うしく駅と稲敷市江戸崎地区との間を走行しており、年間の利用者数も、令和元年度が1万283人、令和2年度が7,967人、令和3年度が1万358人であり、1日当たりの平均利用者数もおよそ30人となることから、この広域バス路線は、想像以上に利用者が多く私は認識をいたしております。

一方、この広域バス事業には、運行当初は龍ヶ崎市、稲敷市、本市、阿見町、美浦村の5自治体が参加をしていたわけですが、龍ヶ崎市と阿見町及び美浦村の3自治体が当該事業から脱会してしまったために、現在では、本市と稲敷市の2自治体のみが事業を継続しているのとあります。

ところで、本市の東部地域は、コミュニティバス「かっぱ号」が走行していない公共交通空白地域であります。地域住民が通院や買物等で外出をする場合、JRひたち野うしく駅方面よりも、JR牛久駅方面へ外出する住民の割合が比較的に高い地域であります。

そこでこの際、稲敷エリア広域バス路線の一部について、始発と終点をJR牛久駅に変更してはいかがでしょうか。すなわち、当該バス路線の一部の始発と終点とがJR牛久駅に変更されれば、利用者の増加が見込まれるだけでなく、公共交通空白地域である東部地域の住民の利便性の向上に資するものと判断をいたしますが、稲敷エリア広域バス路線の一部変更については、どのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 稲敷エリア広域バスにつきましては、石原議員おっしゃるとおり、平成29年2月から、茨城県と龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、美浦村の5市町村により、江戸崎牛久ルート、江戸崎阿見ルート、美浦龍ヶ崎ルートの3ルートで運行が開始されましたが、平成31年4月から、稲敷市と共同運行による江戸崎牛久ルート1ルートの運行となっております。

利用者数につきましても、平成30年度が7,234人で、1ルート運行となった令和元年度は1万283人に増加したものの、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感

染拡大の影響により7,967人に減少しております。

その後は、令和3年度1万358人と回復を見せ、本年度は9月までの6か月間で6,003人と、運行開始以来一番多い利用者数となっております。

利用者の乗降時の状況としましては、ひたち野うしく駅行きでは、令和3年度の利用者5,178人のうち、牛久市内の停留所での乗降が1,828人で35%、降車が4,676人で90%を占めており、江戸崎行きでは、利用者5,180人のうち牛久市内の停留所での乗車が4,700人で91%、降車が2,029人で39%を占めております。

以上のデータから、現状でも、往路、復路ともに一定数の牛久市民が利用していると思われます。

始発と終点をJR牛久駅に変更してはいかがかという御質問につきましては、現在のルートは、平成29年の運行開始時に広域的なルートとして既存の路線バスルートとの重複なども考慮して設定されたものを、令和元年度に牛久市及び稲敷市で再度協議の上、便数及びダイヤの見直しを行い決定しております。

牛久市の意向だけで変更することはできないため、今回、発着地の変更について稲敷市に確認したところ、現在のルートを希望するという回答を得ております。

一部の便の発着地変更については、現在、平日5往復のうち4往復分の便のダイヤが、牛久市から江戸崎総合高校への通学に合わせて組まれており、残る1往復を牛久駅発着とするだけでは、牛久駅周辺で用事を済ませてから帰る便を確保できないため、それについても難しい状況となります。

また、ひたち野うしく駅周辺の通院や買物の利便性が向上していることから、岡田地区の複数の行政区から、ひたち野うしく駅方面への「かっぱ号」運行が要望されており、ひたち野うしく方面への移動の需要も高まっております。

これらのことから、現状では、ひたち野うしく駅発着で運行を継続したいと考えております。以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今の答弁によりますと、路線の一部についても変更の考えはないと、特に牛久市だけでできるものではないのではというのが主な理由の1つであると私は判断をいたしました。これどうなのでしょう、将来的にも、ずっとこのままでお続けになるつもりでしょうか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 将来につきましては、現状では今のままということですが、今後も引き続き、この広域バスのダイヤや運行ルートにつきましては、引き続

き稲敷市と協議をして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 そうすると、この稲敷エリア広域バス路線の一部変更については、全く可能性がないということではないと判断してよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 可能性については、ないということはないと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 東部地域というのは、確かに人口が牛久市の地域の中では一番少ない地域でありますけれども、同じ牛久市の地域でありますし、納税者もきちんとおります。行政というものは、やはり平等な行政というものを心がけていただかないといけないという点を踏まえれば、東部地域についても、やはり公共交通の恩恵に浴するべきであると、そうしていただきたいと考えますので、この点を十分に踏まえていただいて、今後、この稲敷エリア広域バス路線の在り方については、引き続き粘り強く稲敷市と交渉をしていただいて、私が提案したような内容に近いものになるようなことを期待をいたしまして、次の質問に移ってまいりたいと存じます。

次に、第3点目といたしまして、敬老事業交付金の交付の在り方について質問をいたします。

御承知のように、本市における敬老の日に関わる祝賀行事は、行政区等が主体となって執り行われておりますが、祝賀行事の対象者は、本市に住民登録のある75歳以上の市民であると認識をいたしております。

一方、本市の敬老事業交付金交付要綱によれば、毎年9月15日現在で、本市に住民登録のある75歳以上の祝賀行事招待者または記念品授与者には、1名当たり1,200円の交付金が行政区等に支給されるのでありますが、そのためには、行政区等から本市に対して交付金申請書を提出することが求められているのであります。

ところが、本市の敬老事業交付金交付要綱には、申請書に記入すべき対象者数について、75歳以上の地域住民の全てを記入すべきであるのか、それとも75歳以上の行政区等の加入者のみを記入すべきであるのか、明確な規定が見当たらないのであります。

それゆえ、ほとんどの行政区が75歳以上の当該地域住民全員の人数を交付金申請書に記入しているのに対して、5つの行政区は、75歳以上の当該行政区の加入者数のみを交付金申請書に記入していると聞き及んでおりますが、この現実を踏まえれば、75歳以上でありながら

も当該行政区へは未加入であるために当該交付金の対象からは除外されている市民が存在することになり、その意味で公平性に欠けると思料するのであります。

ところで、敬老の日に関わる祝賀行事は、本来は自治体が主催者として執り行うものであり、行政区への加入の有無にかかわらず、75歳以上の全ての市民に敬老事業交付金が交付されてしかるべきであると存じます。

そこで、敬老事業交付金の交付については、今後、行政区等からの交付金申請書に頼るのではなく、住民基本台帳等に基づき、本市の側で75歳以上の全ての対象者数を把握し、その上で各行政区等に対象者全員分を交付することにより公平性を確保すべきであると考えておりますが、敬老事業交付金の交付の在り方については、どのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 市が行う敬老事業につきましては、100歳と88歳の方を対象に敬老祝い金をお贈りする事業と、行政区等が行う敬老事業に対して交付金を交付する事業の2事業となっております。

まず、このような事業に整理されるまでの経緯ですが、おおむね平成初期頃までは、市内1か所で敬老大会として開催しておりました。が、会場に来られない方がいるなどの不公平が生じていること、式典や講演会などを実施しても、その内容が、参加者をはじめ御家族等の満足につながらなかったこと等により、様々に検討と協議をした結果、身近な行政区単位での実施となりました。

この行政区における敬老事業につきましては、実施するかどうか、そして、実施する場合には事前にその概要をお尋ねしております。実施主体が行政区であり、実施しない行政区もあることから、実施される場合には、行政区等からの申請に基づき交付金をお支払いするものとなっております。

議員御提案の、申請によらず一律に交付金をお支払いすることは、市から実施をお仕着せすることにもなり、実情に合わないものと考えております。

敬老事業につきましては、毎年、様々な御意見や御要望をいただいておりますので、来年度以降の実施方法について、さらに検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今の部長の答弁によりますと、行政区は、確かに私は行政区主体でやるということについては、どうのこうの言っていないわけです。あくまでも、市からの敬

老事業交付金を交付する方法についてを問題にしているのであって、それは、行政区に加入している、していないにかかわらず、75歳以上の市民である対象者には全て公平に行き渡るようにすべきであると、それについていかがですかという趣旨のことを聞いているわけなんですよ。

ところが、今の部長の答弁によりますと、今の方法を踏襲していくということでありませうば、これはやはり、その交付金から漏れる人、受領することを漏れる人が出てくる可能性があるんですが、その辺についてはどうなのでしょう。そのまま放置してよろしいんですか。その辺は、市はどう考えているんですか。

○杉森弘之 議長 内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝 保健福祉部長 市で行っている敬老行事としては、100歳と88歳の方に敬老祝い金をお贈りするものと認識しておりまして、行政区で行うものに対する交付金というのは、あくまで行政区あるいは自治会、そういったものの自主事業と考えておりますので、その点について不公平があるという、もちろん認識はあるとは思いますが、行政区の事業に対しての交付金でありますので、その辺については致し方ないかなと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 これは、前から私も考えているか問題にしていることなんですけれども、どうもその点が納得いかないところなんです。市民である以上、やはり税金を使った交付金事業ですから、市民であれば、当然にそれは恩恵に浴するべきであると思います。

それが、行政区に入っているか入っていないかによって差別が生じてしまうというのは、これはどうか、いかがなものかと思いますが、副市長、どうなんです、その辺については。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 敬老の祝い金につきましては、私も随分前に担当したりしてきたんですけれども、なかなか実施主体の問題、行政区との兼ね合いの問題、あと市の対応、理想的な形というのはなかなか見つからないで、いろいろ、先ほども答弁しましたがけれども毎年検討してきているのが実情なんです。

今、おっしゃっている直接的な質問の中での公平性ということに関しましては、部長が答弁しましたとおり、市として直接祝い金として支出しておりますのは、100歳と88歳でしたか、だけなんです。あとは、行政区でそれぞれ自主的に実施する敬老事業、行政区主体の実施する事業について、市が交付金を出している、補助金的なもの。その交付金的なものの位置づけとしては、ほかの集会所の補助金とか、そういったものがいろいろあるわけなんですけれども、それと同等のやり方でやっているとお考えいただければ、公平性云々の問題は、特に直接的に

はないとは考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 この問題はなかなか、これ以上続けても平行線であると思いますが、やはり、指摘しておかなければいけないことは、私は行政区主体でやるのが駄目だと言っているわけではないんです。それは分かりますよね。そうではなくて、あくまでも税金を使った交付金事業でありますから、それについては、漏れなく対象者全員に配られるような方法を常に考えるべきであるということ強く指摘をさせていただいて、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、第4点目といたしまして、防犯ステーションの設置について質問をいたします。

申し上げるまでもなく、本市では、牛久警察署を除いて、地域住民の安全・安心のよりどころとして3つの交番と1つの駐在所とが設置されております。

一方、JR牛久駅の東口側で、人口が密集している地域であるみどり野、東みどり野、さくら台地区を管轄する交番等が設置されていないことから、防犯対策上問題はないのかなどの指摘がなされており、その意味で、これらの人口密集地区を管轄する地域住民にとっての安全・安心のよりどころが設置されてしかるべきであると存じます。

ところで、龍ヶ崎市の北竜台地区には防犯ステーションが設置されておりますが、当該施設について設置の経緯を調査したところ、同地区の防犯連絡員協議会から同地区への交番設置の要望が出されたものの、茨城県警察本部から交番設置についての前向きな回答がなかったために、警察官OBや防犯連絡員等が交代で駐在する現在の防犯ステーションの設置に至ったことが判明したのであります。

それゆえ、交番等の設置についてはハードルが高いことを踏まえ、本市においても、龍ヶ崎市の例に倣い、人口密集地域の住民にとっての安全・安心のよりどころとして、みどり野、東みどり野、さくら台地区を管轄する防犯ステーションの設置を検討すべきと考えるのでありますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、質問をいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

防犯ステーションは、県内では土浦市、取手市、龍ヶ崎市が設置をしております。設置された経緯といたしましては、過去に凶悪事件があったり、犯罪の認知件数が増加してきたなどの理由で、駅前や住宅地で交番のない地区に設置をされております。

主な活動としては、登下校時の見守り活動、徒歩あるいは青色防犯パトロール等による巡回パトロールとなっております。

牛久市といたしましては、シルバー人材センターへ業務委託をしております、年末年始を除きまして、午後1時半より夜8時まで、青色防犯パトロールによる地域見守り活動を市内全域を対象に実施をしております。また、防犯連絡員協議会をはじめ防犯関係団体の協力により、春、秋、年末及び年に数回、協力していただけるスーパーや駅前等で、牛久警察署と共に防犯キャンペーンを実施し、広く市民への防犯意識の高揚につながっていると考えております。

牛久市では、刑法犯罪認知件数も平成24年をピークに減少しております。また、御案内のとおり、牛久駅、ひたち野うしく駅、栄町に交番があり、奥野地区にも駐在所があることから、防犯ステーションの設置については検討しておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今、部長からちょっと冷たい答弁がありましたけれども、これはあれですか部長、今は検討しないけれども将来は検討すると理解してよろしいんですか。それとも、将来的にも全く検討は、そんなことは考えていないんだという理解でよろしいんですか、どうですか。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 将来についてどうなのかという御質問でございますが、現在の市内の犯罪状況、こういったところを考えてみますと、現在のところ設置する予定はないですというお答えになります。将来については、そのときの状況、状況を警察署とも協議の上、市内の犯罪状況等は、各防犯団体と協議の上、パトロールの状況ですとか、そういったものを検討していくということになると思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 部長、防犯という言葉の中には、釈迦に説法になりますけれども、犯罪だけではなくて、これから高齢化が本市においてもますます進んでいくとすれば、徘徊とか、そういうことも含まれてくるわけですよ。そういうことを考えれば、当然に市民の安全・安心の観点から、こういう、交番が難しいのであれば防犯ステーションのようなものは検討をやはりすべきだなと思っておりますけれども、その点も踏まえてどうですか。いま一度答弁を求めます。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 確かに今後、高齢社会を迎えている、現在もそうですが、こういった状況を踏まえて、市内の安心・安全の状況を考えていかなければならないと担当としては考えますが、それにつきましても、各行政区、現在こちらで調べたところ、17の行政区において

防犯パトロール、または年末の警戒ですとか、そういったところも行っている状況です。

そういった地域の力も活用して、行政だけでは何とも支えられる問題ではないと思うので、これも各行政区との協力を得まして、防犯関係団体等の協力を得まして、また警察署等の協力を得まして見守り活動を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 この問題も、非常に市民の側からすれば、ますます高齢化が進んでいく中においては、大変重要度の高い問題であろうと思います。その点を踏まえて、いわゆる私が申し上げた人口密集地域、これの防犯対策については、しっかりと行政の側で対策を立てていただいて、一朝有事の際には、きちんとした対応ができるような方法を常に研究・検討していただけるよう期待をいたしまして、最後の質問に移ってまいりたいと存じます。

最後に5点目といたしまして、行政区への移行の是非に関わる住民意向調査の実施について質問をいたします。

御承知のように、本市には、市政と地域住民との窓口の役割として64の行政区が存在をいたしますが、行政区としての正式な届出がされていない、いわゆる準行政区が3か所も存在すると認識をいたしております。

一方、この準行政区について、先般、私はある区民と、その準行政区の住民と話をすることがありました。その地域住民の話によれば、当該地域には200世帯を超える住居が建ち並んでいるにもかかわらず、先頭に立って行政区の設置の是非についての意見の集約をしてくれる住民が不在であり、このままでは、いつまでたっても行政区の設置の是非についての地域としての判断ができないのではないのかというものでありました。

ところで、住民自治の観点から考えれば、準行政区の行政区への移行については、最終的には、当該地域住民の判断や選択によるものであることは当然であり、私もそのことは重々承知をいたしております。

その一方で、先ほども申し上げたように、地域住民の中に準行政区の行政区への移行の是非についての意見の集約をしてくれる住民が不在である以上、この問題についての是非の判断をするためのきっかけは、やはり行政側が主体となるべきであり、その意味で、準行政区の行政区への移行の是非についての住民意向調査を実施すべきであると考えますが、本件については、どのようにお考えでしょうか。明快なる答弁を求めるものであります。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 準行政区から行政区への移行については、従前より準行政区の代表の方々と協議しており、その結果、ねむの木台、牛久駅西ニュータウンなどは、

準行政区から行政区へ移行されました。

現在、市内にある準行政区は、みはらし台、牛久ロイヤルレジデンス、コモンステージひたち野の3つであり、過去には、独自で地域住民の方々に行政区移行についてのアンケートを実施したところもありましたが、結果、87世帯の回答のうち行政区設立を希望すると答えたのは3世帯でした。

現状としては、そのアンケート結果が示すように、地域住民の意向もあり行政区移行への動きは進んでおりません。市としましては、今後も、準行政区から行政区への移行に向け、地域住民に対し行政区加入のしおりや、近隣の住民同士が助け合う近所の必要性を記載したパンフレットを配布するなど、行政区活動の必要性を認識していただき、さらに、代表者の方々へ行政区設立のための説明会の開催のお願いや、住民意向調査の実施の有無などについて協議させていただくなどの取組を継続してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 今回の次長の答弁によりますと、今後も、準行政区については、行政区への移行の是非を問う住民意向調査を実施する計画というか腹積もりがあると理解してよろしいんですか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 まず、準行政区の代表者の方と、住民投票というか意向調査についても検討し、市としてもお願いしまして、説明会など、行政区の必要性を理解していただくための説明会等をお願いしていきまして、合意が取れれば、そのような意向調査も実施することも方法の1つだと考えております。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 それはいつおやりになるんですか。

○杉森弘之 議長 栗山裕一市民部次長。

○栗山裕一 市民部次長兼市民活動課長 毎年、準行政区の代表者というのが替わってまいりますので、毎年年度初めに、行政区、準行政区の代表者の方と、こちらから御連絡して、代表者の方と話し合ってはいますが、現在、説明会とか、そういう意向調査までは話が進んでいないのが現状です。

また、年度末に、来年度も代表者の方が変更になる準行政区もありますので、準行政区の間で引継ぎができますように、年度末に向けて、もう一度準行政の方と話し合っ、さらに新しい代表者の方が来年度なった場合は、またその新しい代表者の方にも、そういう説明をさせていただくつもりでいます。

以上です。

○杉森弘之 議長 石原幸雄議員。

○19番 石原幸雄 議員 以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、19番石原幸雄議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、3番秋山 泉議員。

[3番秋山 泉議員登壇]

○3番 秋山 泉 議員 皆様、改めまして、おはようございます。

公明党の秋山 泉でございます。

これより、通告に従いまして一般質問を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、带状疱疹予防対策についてお伺いをいたします。

今から6年前の2016年第1回定例会と2021年第3回定例会において同様の質問をさせていただきましたが、当時の保健福祉部長の御答弁では、情報収集を行いながら予防接種の優先順位を考慮し、牛久市医師会と相談し公費負担を検討しておりますと、また、予防効果、副反応等の研究結果を含め、接種状況やワクチンの有効性等を注視しつつ、国の動向を見極めながら継続検討してまいりますとの御答弁をいただきましたが、その後、全く進展がないようなので、再度質問をさせていただきます。

最近、テレビのコマーシャルで、よく目にする带状疱疹予防ワクチンですが、このようなメディア露出を見ても国民の関心度は高いと考えますし、厚労省でも、带状疱疹定期接種に向け議論が行われていることは承知しております。

この带状疱疹、子供の頃の水ぼうそうにかかった人であれば、誰でもかかる可能性がある病気です。生涯で約30%の方が罹患する疾患で、発症率は50歳代から上昇し、60代から80代でピークを迎え、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。

日本の9割の人が水ぼうそうにかかっているのです、ほとんどの人が带状疱疹にかかってもおかしくないということでもあります。

带状疱疹は、大抵の人が子供の頃にかかったことのある水ぼうそうが潜伏、感染していて、

体力の低下や過労、病気、老化などでウイルスに抵抗する抗体の力が弱くなったときに、潜伏していた神経節の神経に沿って皮膚や神経にダメージを与える病気であります。

もう少し分かりやすく言うと、水ぼうそうになったことのない人が、このウイルスに感染すると水ぼうそうにかかります。このとき体内では、水ぼうそうのウイルスと自分の持っている免疫が戦います。私たちの体は、敵を倒すため免疫を増やし、対応し、この戦いに勝つと水ぼうそうは治ります。しかし、戦いに負けた水ぼうそうのウイルスは、逃げ出して神経節というところに隠れてしまいます。何と卑劣なやつでしょうか。

そして、この卑劣なウイルスは、風邪を引いたり、睡眠不足や不規則な生活による体力の低下や過労、そして病気、老化などで免疫が減ったとき、精神的なストレスを抱えているときなどを見計らってウイルスが再び増え、暴れ始め、隠れていた神経の神経節に沿って皮膚と神経を攻撃します。

帯状疱疹は、皮膚症状だけではなく疼痛を伴う疾患で、感覚神経のある部位にはどこにでも発症する可能性があり、神経を通して攻撃してくるので、チクチク、ピリピリといった電気が走るような痛みで襲われます。

帯状疱疹にかかると、抗ウイルス薬によって帯状疱疹自体は治りますが、最も多い合併症は、帯状疱疹治癒後に疼痛が長時間残る帯状疱疹後神経痛です。この痛みは、情緒や身体的機能に影響を及ぼし、日常の活動量や生活質を低下させます。50歳以上で帯状疱疹を発症した人のうち、約2割が帯状疱疹後神経痛になり、長年、その痛みで悩まされてしまいます。

日本の疫学調査にのっとり、令和3年1月1日、現在の牛久市の50歳以上の住民集団が、その後の一生において発症する罹患数を推計したところ、帯状疱疹罹患数は9,565人、帯状疱疹後神経痛の罹患数は2,112人となっています。年間推計では、帯状疱疹罹患数は440人、帯状疱疹後神経痛の罹患数は88人となります。

帯状疱疹予防ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。生ワクチンは、水ぼうそうにかからないためのワクチンで、接種回数は1回、皮下注射で7,000円から1万1,000円。不活化ワクチンは、帯状疱疹予防のためのワクチンで筋肉注射。費用は1回、2万円から2万3,000円なので、2回接種すると4万円以上となり、かなり高額となります。

例えば、牛久市において半額公費助成を導入した場合の推計として、3割の人が不活化ワクチン、7割が生ワクチンを接種した場合、助成費用は351万2,080円。本市でのワクチン未接種の場合の医療費の推計は2,619万1,877円と7倍となります。

この金額を見ても、一目瞭然、半分公費助成することで、医療費が7分の1に抑えられるということです。

また、議員の皆様のiPadに、11月17日付で、事務局より資料として、全国における带状疱疹予防ワクチン公費助成導入の状況を送信してありますので、御覧いただきたいと思えます。

このiPadの11月17日付のメールです。事務局からいただいているメールの中に、資料として5つ掲げられていますけれども、3つ目の带状疱疹と書いてある資料を開いていただくと分かると思えますので、御覧ください。

これは、全国を見た場合の、2022年10月時点での带状疱疹予防ワクチンの公費助成導入の状況が書かれております。生ワクチンのみ助成が7自治体、不活化ワクチンのみ助成が5自治体、両ワクチン助成が35自治体と、合計47自治体となっています。

近隣では、千葉県いすみ市、鎌ヶ谷市、埼玉県では鴻巣市、美里町、桶川市、北本市、伊奈町が既に公費助成を行っておりますが、残念なことに、茨城県は、一つも自治体としては助成はしておりません。

2022年3月14日の衆議院予算委員会では、公明党の竹内議員より、带状疱疹予防ワクチンの定期接種化について要望があり、厚労大臣より、検討するとの趣旨の答弁がありました。また、5月16日の参院決算委員会において、同じく竹内議員より、コロナ感染と带状疱疹について言及し、厚労省からは、近年増加傾向であるとの認識が示され、厚労大臣からは、コロナ感染症、コロナワクチン接種との関連性も含め情報整理に努めるとの趣旨の答弁がなされました。

また、本年9月には、23の学術団体から構成される予防接種推進専門協議会から、国に対して定期接種化の要望書が提出をされました。

また、11月9日、衆議院厚労委員会において、公明党副代表、古屋範子議員より厚労省に対して定期接種化に向けた質問をし、伊佐副大臣より、現在自治体が独自に補助制度を設けているところがある。今回の補正予算の臨時交付金の対象にもなっている。今後、審議会で議論を前に進めていくとの答弁でした。

私ども公明党は、本年6月9日、地方創生臨時交付金を活用した带状疱疹ワクチン接種の費用助成を求める緊急要望書を根本市長に提出をし、助成を求めましたが、市長からは、単発的なもので永続的なものではないので、実施できないとの見解でした。

以上のことから、定期接種化に向けては、まだまだ時間がかかると認識をしています。国の動向を注視することによって、市民の安心・安全を守ることができません。たとえ単発としても、周知の仕方、大勢の市民の命が守られると存じます。ぜひとも、市独自の施策として取り組んでいただきたいと考えておりますが、執行部の見解をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 国は、带状疱疹発症予防ワクチンの定期接種化に当たり、厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会等の意見を聞いた上で、評価及び検討を行っています。具体的には、分科会の1つであるワクチン評価に関する小委員会が令和4年8月4日に開催され、带状疱疹ワクチンを含む6種類のワクチンが定期接種化に向けて検討されており、带状疱疹ワクチンは、期待される効果やワクチンの持続効果による導入年齢に関して審議が継続されております。

牛久市では、任意接種における公費負担を行うに当たっては、国の動向を見極めるとともに、感染すると生命を脅かし、合併症や集団感染の可能性のある疾病の予防として有効である予防接種について、牛久市医師会と相談しながら、優先順位をつけて助成の検討を進めております。

带状疱疹は、集団感染の可能性は低く、早期発見で有効な治療薬があるため、早期治療に向けた啓発も必要な疾病です。一方で、宮崎県の大規模調査において80歳以上の3人に1人は罹患すると推定されており、後遺症である带状疱疹後神経痛は加齢がリスク因子であり、発症部位によっては失明や聴力低下、目まいなどにより、今までどおりの生活が困難となる場合もあることから、発症予防に努めることは大変意義のあることと認識しております。

今現在、感染症予防の最優先事項として、市では新型コロナウイルスワクチン接種を総力を挙げて取り組んでいるところです。今後の新型コロナワクチン接種の位置づけにより、接種や事務処理に係る体制等が変わる可能性があります。

こういった予防接種事業全体の動向に対応しながら、带状疱疹ワクチンにつきましては、ワクチンで予防できる疾病としての優先順位を考慮し、既に実施している市町村の状況や、効果的な実施年齢、ワクチンと費用対効果等具体的な実施方法につきまして、引き続き調査研究し検討を継続してまいります。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、地方再生臨時交付金を活用するお考えはないのか、再度お伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 带状疱疹の発症予防に努めることは、大変意義のあることと認識をしております。

地方創生臨時交付金を活用したワクチン接種の補助を今回実施しなかったのは、交付金は今回限りのものであること、一方、予防接種は継続して補助が必要なものであるということと、効果的な対象年齢について十分な情報が得られていないことが挙げられます。

繰り返しの答弁となりますが、今現在は、感染症予防の最優先事項である新型コロナワクチン接種を総力を挙げて取り組んでいるところです。

带状疱疹ワクチンにつきましては、ワクチンで予防できる疾病としての優先順位を考慮し、既に実施している市町村の状況や、効果的な実施年齢、使用ワクチンと費用対効果等具体的な実施方法につきまして、引き続き調査研究し検討を継続してまいります。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 最初と同じような答弁を頂戴いたしましたけれども、既に実施している市町村の状況や効果的な実施年齢、使用ワクチンと費用対効果等具体的な実施方法について引き続き調査研究し、検討を継続していくと述べられましたけれども、決まって聞く決まり文句というか、常套句というか、もう少し前向きな御答弁をいただきたいかったなど、非常に残念でなりません。

専門家からも、定期接種、公費負担を待っていたら、带状疱疹に罹患する確率が高くなるからワクチンを打ったほうがいいよと、私もアドバイスを受けました。先日、不活化ワクチンを2回接種してまいりました。夫婦で接種しましたので、かなりの高額、主人、年金受給者なので、かなり厳しい高額な出費でした。

でも、これによって带状疱疹にかからなくなると、予防できるということによしとしなくてはいけないのかなと思っています。

新型コロナウイルス予防ワクチンは、これまで4回、次回5回目を接種することとなります。それと、インフルエンザも先日打ってまいりました。そして、带状疱疹のワクチンを2回と、ワクチン漬けになってしまうんですけども、これで予防対策をまいりましたので、今後はできるだけ規則正しい生活を心がけていきたいなど、そう思っております。

続きまして、歯科検診についてお伺いをいたします。

現在、日本で歯科健診が義務づけられているのは1歳半と3歳の幼児、そして、高校3年生までの全学年が対象となっています。つまり、成人後の学生や社会人が歯科検診を受ける義務はありません。

しかし、近年では、歯の健康が全身の健康に影響を与えるという見方が強まっています。定期的な歯科検診は、年齢に関係なく健康寿命を延ばす上で重要であるとして、受診義務のない世代にも関心が集まっています。

日本歯科医師会が創設した8020推進財団の調査によれば、歯を失う要因は、歯周病と虫歯に大別されるということです。これらの病気は、口内の細菌繁殖によって引き起こされます。そのため、放置すれば歯を失うばかりか、周囲の神経が腐敗し、腐敗した細菌が血管を通じて全身へめぐり、様々なトラブルを引き起こす可能性があります。

その場合、顔の骨の変形や敗血症、これは先日、俳優の方が亡くなりました、この病気です。そういうものが原因となる顎骨炎であったり、心筋梗塞や脳梗塞、糖尿病といった重度の生活

習慣病、アルツハイマーなど、深刻な健康被害へとつながるのです。さらに、歯の本数が多い、また、かみ合わせた状態が良好なほど医科医療費が少ない傾向があると判明をしております。

また、2019年度の国民医療費統計によると、歯科診療医療費は約3兆150億円で、国民医療費全体の約6.8%を占めており、歯科検診が充実すれば、最終的には1人当たりの生涯医療費を削減できる可能性もあります。

つまり、歯科検診を通じて口内環境を良好に保てば、全身の健康維持につながるという因果関係が諸研究によって明らかになっており、歯の健康は全身の健康と深く関係があるとされています。

しかしながら、厚生労働省の調査では、過去1年に歯科検診を受けた人は52.9%であり、2人に1人は、過去1年以内に歯科検診を受けていない現状です。そのため、受診義務のない世代は毎年の定期的な歯科検診で歯の健康を保つ必要性がかなり高いと言えます。

では、海外と比較した場合はどうでしょうか。2014年のR株式会社の調査では、直近の1年間に、歯の健康診断を目的として歯科医を受診した回数を聞いたところ、アメリカでは2回、スウェーデンでは1回と回答した人が最も多いという結果でした。

一方、日本で最も多かった回数は、直近1年間では受けていないと答えた方が57.5%でした。また、歯科医院への通院目的についても違いがあります。日本では、虫歯の治療が66.6%と最多なのに対し、アメリカ、スウェーデンでは、歯の健康診断が最も多いという結果で、そのほかスクーリングや歯のクリーニングなど、歯や口のトラブルを予防するための受診が日本よりも多い傾向にあることが分かります。

政府は6月7日、経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太の方針）が閣議決定され、歯科部分についても、国民に毎年の歯科検診を義務づける国民皆歯科健診制度の検討が明記されています。

しかしながら、実施されるにはまだまだ検討の余地もあり、带状疱疹同様、いつになるか全く不透明であります。

よって、本市において歯科検診に対しての市独自の施策として補助をと考えますが、執行部の見解をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 市では、健康増進法の国庫補助事業を活用し、平成20年度から歯周病検診を実施しています。対象者は、国の補助対象である40、50、60、70歳の方に加えて、市独自に30歳の方も対象とし、市内の歯科医療機関において、各対象年齢につき1回、歯周病検診の助成を実施しております。公費負担額は1件につき4,390円、自己負担額は500円となっております。

県内の歯科検診公費負担状況は、44市町村中29市町村が実施しており、令和3年度の受診率は、県平均が3.9%、牛久市は11.3%で、1位、35.6%の東海村、2位、15.9%の鉾田市に続き第3位となっております。

年代別の受診率では、高い順に70歳、13.6%、30歳、12.7%、60歳、10.6%、50歳、10.3%、40歳9.5%となっております。また、検診結果は、令和3年度の実績で601人中異常なし50人、要指導142人、要精密409人でした。

現在行っている歯周病検診の目的は、検診をきっかけとして口腔への関心を高め、定期的な歯科検診につなげることにしています。毎日の歯磨き等によるセルフケアに加え、定期的なプロケアと口腔内チェックを行うことは、口腔状態を良好に保ち、歯周病や虫歯を予防し、全身の健康維持につながるため、頻度は10年に1度ですが、年代が変わる区切りを健康面を意識する機会と捉えて個別通知でお知らせしています。

今回、歯周病検診の効果判定において、検診を受けた後の治療や定期受診の状況を検証したところ、令和3年4月から7月までに歯科検診を受けた国保加入者38名のうち34名、89%が、その後の受診につながり、加えて1年間に数回受診している者は27名、71%でした。

また、検診前の1年間に受診歴がなかった者のうち、検診後に受診につながったのは11名、73%という結果が得られたことから、歯周病検診には一定の効果があると考えております。

2022年6月に政府が公表した国民皆歯科健診につきまして、現在のところ詳細は示されておきませんが、今後検診の対象について見直すに当たっては、現状の検診体制の評価と併せ、拡大することの目的や費用対効果等を十分に検討してまいりたいと考えております。

また、歯科保健を推進するため、歯や口腔に関する啓発普及と実践への保健指導として、現在実施している各種教室や個別相談等につきましては、検診と併せて引き続き実施してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 ただいまの次長の御答弁ですけれども、牛久市は11.3%で受診率が3位であると、そうおっしゃいましたけれども、これはあくまでも10年に1度の公費負担がされるということが前提だと思っております。

それによって、歯周病の検診をすることによって、601人中の要指導が142人、要精密が409人、これはすごい数だと思うんですね。いかに日頃から歯に対しての検診を行っていないかということの表れではないかなと思います。

一定の結果が得られていると御答弁がありましたけれども、要するに、検診をすることで次

の受診につながるとおっしゃいましたけれども、果たしてそれが、健康に保つためのケアのために行っているのかどうかというのは全く分からないわけであって、やはり10年に1度の検診では健康が保てませんし、検診をすることによって医療費削減につながると私は考えております。その点、再度お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 渡辺恭子保健福祉部次長。

○渡辺恭子 保健福祉部次長兼健康づくり推進課長 定期的な検診状況につきましては、第3次うしく健康プラン21の策定に当たり、令和2年度に実施した健康実態調査の結果によると、定期的に歯科検診を受けている方は57.3%となっています。また、40歳以上全ての方を対象に健診の補助を毎年行っている特定健診では66.7%、胃がん検診では36.4%という結果になっております。

10年に1度の補助である歯科検診ですが、毎年補助をしている胃がん検診と比較して20%以上高く、頻度が少なくとも定期的な検診へつなげるための一定の効果があると考えられます。

今後も歯科保健を推進するため、歯や口腔に関する啓発普及と、口腔ケア実践に向けた保健指導を継続するとともに、検診につきましては国の動向に注視しつつ、検診のタイミングや頻度、費用対効果等を十分に検討し、効果的な検診体制の構築に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 木を見て森を見ずということわざがありますけれども、現在の市の財政を考えたとき、非常に厳しいということは重々分かっています。带状疱疹要望しかり、歯科検診しかり、予防に市の予算を組み入れることによって、将来的に医療費削減となることは理解をされていると考えますので、今後の検討に期待をして次の質問に行きたいと思っております。

続きまして、豪雨対策としてPOTEKAについてお伺いいたします。

このPOTEKAについても、先ほど同様、带状疱疹予防ワクチンのメール、iPadに資料を送らせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

POTEKAとは、小型気象計とネットワーク通信を組み合わせた新しい気象観測システムです。インターネット上、リアルタイムに気象情報をどこよりも早く正確にお伝えすることができます。POTEKAのポはポイント、POTEKAのテは天気、POTEKAのカは観測です。

POTEKAは、リアルタイム観測、雨の進行方向をリアルタイムに捉え、局地的豪雨、ゲリラ豪雨を予測することができます。これによって、学校などでは、児童生徒の安全のために、ゲリラ豪雨を避け集団下校時間を決定する等の利用も可能であります。

ウェブ上で、お天気を知りたい場所の近くのエリアをチェックすれば、実際に雨がだんだん近づいている様子などが手に取るように分かります。また、暑さ指数も分かるので、熱中症対策にも有効です。

近年、局地的な豪雨が発生しており、同じ市内であっても、東側では晴れているのに西側では大雨が降っているなどということも珍しくなくなりました。そこで、本市は、局地的な防災活動や災害対応を行えるように、気象観測システムPOTEKAを市内5か所、牛久市役所、おくの義務教育学校南校舎、牛久第三中学校、向台小学校、ひたち野うしく小学校に設置をし、各地域の気象データを24時間測定をしております。

測定データは、1、気温、2、湿度、3、気圧、4、風向き、5、日射、6、感雨、7、1時間雨量、8、降水強度、9、連続雨量、10、暑さ指数、11、天気、この11項目が表示されます。

認識不足で大変申し訳ありませんでしたが、本市がPOTEKAを導入していたことを知らなかったということです。

そこで、事業内容をお伺いいたします。

まず、気象観測システムPOTEKAを導入した経緯をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 お答えいたします。

POTEKAは、秋山議員からも御説明がございましたとおり、小型気象計と、それらを結ぶネットワークで構成されます。気象計は、雨や気温、風速など様々な気象データを実測し、1分ごとに観測データを更新します。そのため、実際の気象状況の変化をリアルタイムで把握することができます。

当市でPOTEKA導入をした経緯でございますが、水戸地方気象台が設置しているアメダス観測所が、近隣のつくば市、土浦市、龍ヶ崎市、稲敷市には設置されておりますが、当市にはなく、POTEKA設置前は、市内の詳細な気象データを把握することができませんでした。

そのため、ゲリラ豪雨のような局所的な地域の急変を把握し、局地的な防災活動、災害対応を行えるよう、牛久市役所本庁舎、向台小学校、牛久第三中学校、ひたち野うしく小学校、おくの義務教育学校南校舎の市内5か所に、平成27年12月より導入をいたしました。

現在は、牛久地区、岡田地区、奥野地区の各地区1か所の設置でも災害対応等に支障がないと判断し、向台小学校、ひたち野うしく小学校、おくの義務教育学校南校舎の3か所としております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 今、部長の御答弁に、平成27年12月より市内5か所に導入をしたと。現在は、牛久地区、岡田地区、奥野地区の各地区1か所の設置でも支障がないと判断し、現在は3か所であるとおっしゃいましたが、その根拠をお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 気象台が設置しているアメダスの観測所が、大体市町村1か所なんです。牛久にはないんですけども、市内におきましては、牛久、岡田、奥野地区、それぞれ1か所あることで、牛久市内全体の気象状況は把握できると、把握可能であると判断したためでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 牛久の地形から考えると、金魚のような形をして、西と東に長いわけですから、3か所にあるということはいいのではないかなと思いました。

それでは、次に予算についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 P O T E K Aに関する予算でございますが、システム使用料といたしまして、令和4年度では、3か所で109万6,000円を計上してございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 現在、パソコン上では従来どおり5か所閲覧できるようになっています。109万6,000円という使用料は、スマホでは3か所になっているんですよ、閲覧が。この金額は、システム使用料とは3か所分なのか、それとも5か所分なのか、お伺いします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 契約上、3か所の使用料として契約をしておりますので、5か所表示されているというところでは、機械がまだ残っている状況ですので、それは、現状でもパソコン上では見られるということになっております。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 では、続きましてメリット、実績についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 P O T E K A導入によるメリットでございますが、市内各地区の詳細な気象データを把握することによりまして、ゲリラ豪雨が発生した箇所など降水量が多かった地区には、早期に重点的なパトロールを実施するなどして、災害の前兆現象を早期に発見でき

るよう役立てております。

また、台風接近の際は、過去の災害におけるPOTEKAの気象データを活用した上で災害対応を行っております。POTEKAについては、インターネット上やMy POTEKAアプリをダウンロードしていただくことにより、どなたでも観測所別の様々な情報を閲覧することが可能ですので、市民の皆様に積極的に御利用いただきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 それでは、市民への周知、活用方法についてお伺いいたします。

○杉森弘之 議長 小川茂生市民部長。

○小川茂生 市民部長 市民への周知、活用方法についてお答えいたします。

周知につきましては、現在、市ホームページでPOTEKAの利用について案内を出して掲載しております。また、観測所別の1時間降水量についても、設置当時からデータを全て掲載しているところです。今後は、出水期前にPOTEKAの利用に関する記事を広報紙に掲載する方向で検討してまいりたいと思います。

次に、活用方法ですが、先ほどの答弁でも述べましたとおり、観測所別の様々な情報をスマートフォン等で、いつでもどこでも見る事が可能でございます。そのため、市民の皆様には、テレビなどで放送される事前の気象予測、POTEKAで観測される実測値など、様々な気象情報を積極的に収集していただきまして、自分の身は自分で守るための行動につなげていただきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 現在、私もスマホの中にPOTEKAのアプリをダウンロードし、タイムラグで見させていただいております。ぜひ議員の皆様も、いろいろなところに活動に行かれますので、牛久の状況がすぐタイムで分かるので、ぜひ導入されたらいかがでしょうか。

それでは最後に、マイクロチップ装着のための取組についてお伺いをいたします。

令和4年6月1日から改正動物愛護管理法が施行され、ペットの犬や猫にマイクロチップを埋め込むことが義務づけられました。

マイクロチップは、直径1ミリから2ミリ、長さは8ミリから12ミリの円筒型のガラスまたはポリマーのカプセルで包まれた小さな電子標識器具という、少し難しく聞こえますけれども、要するに、動物の小さな小さな名札と考えていただきたいと思います。その中には、個体識別番号が書かれた機能や、アンテナの役割を果たすコイル等が納められています。また、ICチップという名前でも呼ばれています。

マイクロチップに書かれている番号は、専用のリーダーという器具を使って読み込むことができます。リーダーを、マイクロチップに近づけると、リーダーが発する電波にマイクロチップが反応して番号を送り返します。これをリーダーが感知して、番号を読み取るのです。マイクロチップ自体は電源を必要としないので、電池の交換は必要なく、一度動物の体内に装着されれば、一生交換する必要はありません。専用のリーダーは、全国の動物愛護センターや保健所、一部の動物病院や警察など、動物が保護される可能性のある施設に配置をされており、マイクロチップ番号の読み取りが行われます。

そこでお伺いをいたします。本市において、専用のリーダーが設置してある施設は何か所あるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 市内にあるマイクロチップ専用のリーダーは、市役所環境政策課内に2台、市内各動物病院8か所にそれぞれ1台ずつあり、合計10台となっております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 マイクロチップのペット動物への装着は、世界的に大きく普及をしております。欧米では、早くからマイクロチップが採用されていますが、近年、ヨーロッパやオセアニア、アジアの一部では、行政機関によるマイクロチップの装着の義務化が急速に進んでいます。

特に、生態系に特殊性のある島国や、狂犬病予防に力を入れている国などでの義務化が多く見られます。

日本においても、今回の法改正でマイクロチップ埋め込みが義務化した背景には、安易な飼育放棄が後を絶たないこと、災害時に迷子になり飼い主が分からなくなったペットが多く出たことなどがあります。

環境省によると、飼育放棄や迷子などで自治体に引き取られる犬や猫は、2020年度には全国で7万匹を超えています。このうち、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡が行われず殺処分された犬や猫は2万匹以上います。

今回の法改正とともに環境省令も改正され、違反するブリーダーやペットショップなどには様々な行政処分がなされます。既に飼われている場合や友人などから譲り受ける場合、保護団体の保護している犬や猫については埋め込みが努力義務となっております。

つくば市は、9月7日、犬猫のマイクロチップ装着への費用を補助し、9日から開始すると発表をしました。上限は2,000円で、1世帯当たり犬1匹と猫1匹までということですが、県内の市町村でのマイクロチップ装着の補助制度設立は初めてであります。市環境保全課によ

ると、装着費用は通常3,500円から6,000円程度。市が費用の一部を負担することで、既に飼われている犬猫への装着促進につなげていくと述べていました。

9月に実施された決算委員会において、同僚議員がこの事案について質問したところ、担当課長より、龍ヶ崎市、稲敷市、阿見町、河内町、利根町、美浦村から成る第五総支部の市町村と足並みをそろえたいとの御答弁がありました。

足並みをそろえるということはどういうことなのか。第五総支部の近隣の市町村が実施すれば、本市も実施するということなのか。私は、本市としては全く考えていないと理解をしています。

つくば市のように、補助を出すことによって装着促進につなげ、殺処分される犬猫を減らしていくという考えはないのか、担当部にお伺いをいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 ペットである犬や猫にマイクロチップを装着することで、迷子になったときや地震などの災害、盗難や事故によって飼い主と離れ離れになったときに、チップの情報を読み取って飼い主の情報が照会でき、飼い主の元に戻れる可能性が高くなります。

今年度、市内で迷い犬や迷い猫の相談があったのは、11月10日現在で31件あり、うち無事戻ってきた件数は18件で、いまだ見つからない13件は、市のホームページに掲載しております。

また、迷い犬や迷い猫を保護しているという連絡が、同日現在で18件、うち無事飼い主が見つかった件数が8件で、いまだ飼い主が見つからない10件は、そのまま保護宅で引き取っていただいたり、引き続きホームページに掲載するなどして飼い主を探しております。

けがをした野良猫など、市から県動物指導センターに引き渡した数は、犬猫合わせて4頭となっております。

このような状況から、マイクロチップの装着は迷い犬や猫の減少につながる重要なものであると考えております。

現在、環境省でもマイクロチップに関する新しい制度を本年6月より開始しており、その中で、マイクロチップに記録された飼い主の情報を市が照会するためには、牛久市から環境省へ制度に参加する要請を行うことが必要となっております。

制度への参加については、畜犬登録手数料の徴収等、幾つか解決しなければならない課題があることから、市では、まだ参加要請を行っておりません。

また、新制度が開始されて以降、環境省や民間団体によるマイクロチップの情報登録サイトが複数存在しており、いまだに統一化されていないことから、それらが統一化された場合には改めて補助の必要性を検討するとともに、今後は、犬や猫の殺処分ゼロに向け、マイクロチッ

ブの装着について広報紙やホームページなどで啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 今、部長の御答弁では補助は出さないということではよいと思えますけれども、先ほども、飼い主に戻らない犬猫がやはり半数ぐらにあるというようなお話もありましたけれども、再度、本市の現在実施している殺処分対策、それをお伺いしたいと思います。

それと、今後どのように、やはり半数以上は飼い主に戻らないということであれば、今後どのような施策を考えていくのか、お伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 当市においても、共生員という協力員の方をお願いいたしまして、また、動物病院と協力をいたしまして、そういった中で、迷い猫やそういったものの、牛久市としてホームページ、そういった、先ほども申し上げましたが、飼い主、そういったものを見つける方向でいろいろ動いているわけなんですけれども、殺処分、これについては、もちろんそういった中で、どうしても飼い主が見つからない場合は、新たな里親という形で、そういった方を探したり、そういったことを共生員の方と一緒に協力しながら進めている、そういった状況でございます。

あと、保護して、なかなか飼い主が見つからないという、そういう状況が、先ほど答弁したように、どうしても何回か残ってしまっております。そういった犬や猫に関しても、どうしても新たな飼い主、これをやはり探していかないと、これを県動物センターへただ送り込むということは、できるだけ市としてはやりたくないと考えておりますので、その辺は動物病院、それから共生員の方、その方たちに御協力いただいて、何とか新たな飼い主を探していければと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 秋山 泉議員。

○3番 秋山 泉 議員 では、よろしくお願いいたします。

我が家も、トイプードルを飼っているんですけども、先日、散歩中に、前方から見慣れない犬を連れた2人の女性が、こちらに向かって歩いてこられたんですね。もう一人、犬友も一緒にくっついてきて、何か公園のほうで、そうしたら何か1匹で道路をふらふら歩いていて、保護したと言うんですね。

それで、私たちも、飼い主がどこかにいないか探していたらば、ある、やはり犬友が、公園

のほうで犬を探していた人がいたと言って、みんなで、5人で飼い主を探したら、自転車で飼い主がやってきて、やっと迷子犬を飼い主に手渡せたということがあったんです。もう本当に、犬友のネットワークというか、すごいなと改めて思いました。

いろいろなネットワークを使って、行政ならば行政のネットワーク、そしてまた市民は市民のネットワークをしっかりと使いながら、やはり犬猫の殺処分に向けて、ゼロを目標にやっていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

御答弁いただき、ありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、3番秋山 泉議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時20分といたします。

午後0時02分休憩

午後1時20分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、12番守屋常雄議員。

〔12番守屋常雄議員登壇〕

○12番 守屋常雄 議員 御声援をいただきまして、ありがとうございます。

無党派の守屋常雄でございます。

お昼過ぎの時間帯の質問で、しかも内容が、多分あまり面白くないと思いますので、眠気を催す心配もありますが、しばらくの間、お付き合い願いたいと思います。

質問は2つあります。

最初の質問ですが、ひたち野うしく中学校建設の費用の予算と、かかった費用の合計の再度の確認をしたいと思います。

その前に、予算とは少し内容が違いますが、少し話を聞いてもらいたいことがございます。それはなぜかということ、市長の政治判断は非常に大きいものだと思いますので、それをちょっと聞いていただきたいと思います。

それが事実だとしたら、大変もったいなかった話でありますけれども、今になってみると大変残念だなということがあります。

それは何かというと、南地区の幹線道路、通称、皆さん御存じのとおり、ふれあい橋通りがありますけれども、まさに幹線として、土浦方面から片側2車線を快適に走行していける道路でありますけれども、向台地区に入る辺りのスーパーに至る十字路から急に1車線になってし

まうのは、皆さん御存じだと思います。

現在は、そこから朝晩にかけて、特に土日も含めて渋滞があります。また、この道路の周辺
の一般の建築も増えていますが、もしも、牛久のメイン道路になったふれあい橋通りが、龍ヶ
崎市まで片側2車線のまま走行可能ならば、当市の受ける経済効果の大きさは計り知れなかつ
たと考えます。しかも、向台やみどり野地区の通学道路や買物道路でもあるので、同じく歩行
者にとってもストレスのある道路になっています。

反面、開発は古いが、大手住宅メーカーが手がただけに、住宅地としては、その他の設備
はまずまずです。しかしながら、向台地区の市街化調整区域に、上下水道も一部完備されない
住宅地などが10年以上前に造成されました。もしも、その当時の市執行部と県とのパイプが
もっと太く、柔軟な政治判断が可能な状況であれば、もっと便利な大型の交通環境を整え、そ
の他のインフラ投資も可能であったという市民の声を多く聞きます。

そして、そうなら、ふれあい橋通りから直接の圏央道への乗り入れと、さらに道の
駅などの実現も可能だったのではないのでしょうか。誠に残念であります。

一市民が考えて済む問題ではなく、責任者のその場面での決断と思い入れの深さだと思いま
す。本当に残念だったと思います。それで、私は市長の政治判断というのは、改めて大きいも
のだと感じております。

それでは、本論に入りたいと思います。

私は、ひたち野うしく中学校建設に、当初より反対の立場で政治判断をしていました。理由
は、まず、将来の生徒数の減少を考えて、まず、そろばん勘定が合うのだろうか。

それと、もう一つ大きくあったのは、学区の編成で乗り切れないのかの2点が大きくありま
した。

しかし、当選1期生としては、当時の執行部案であった下根中学校の増築には、いろいろ疑
問もありました。なぜならば、マンモス中学校の存在が生徒たちに及ぼす悪影響は、また、登
下校時の事故のおそれはないかなどですが、質問の前に池邊増築案に対して改めて確認したい
と思います。

そこで1の質問ですが、ひたち野うしく中学校建設を決断するに至った経緯は。そして、そ
の時点での市内の中学校全体の充足数はどうであったのか、市長病気療養中でお答えできる範
囲で結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ひたち野うしく中学校の建設につきましては、下根中学校の生徒数増
加に対して、下根中学校の増築で対応しようとしていた市の方針に対し、下根中学校のマンモ
ス化を避け、子供たちが伸び伸びと学べる教育環境づくりを掲げ就任された根本市長の御英断

により、それまでの方針を転換し建設に至ったものです。

当時の市内中学校の状況といたしましては、平成27年5月現在で、牛久一中が生徒数466名、15学級、牛久二中が90名、3学級、牛久三中が450名、14学級、下根中が633名、20学級、牛久南中が412名、14学級という状況で、牛久一中、牛久三中、牛久南中が、いずれも標準規模校と言われる12から18学級の範囲内の学校でした。

また、牛久二中は小規模校、下根中は、後に過大規模校に膨れ上がることが予測される大規模校という状況で、どちらも課題を抱えておりました。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 よろしいですか。すみません。

それでは、もう一度お聞きしたいんですけども、お答えできないかも分からないけれども、イエスかノーだけでも結構ですから、もう一度、ひたち野うしく中学校建設、数字的には分かりましたけれども、決断するに至った経緯を、もしも分かればお答え願いたいと思うんですが、いかがですか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 繰り返しになりますが、当時の市の教育委員会の考え方、市の考え方といたしましては、下根中の増築ということを前提に考えておりました。ただ、当時の根本市長の就任される以前の選挙の公約という形ということで私も記憶してございますが、公約に掲げた根本市長が御当選され、その後、再度庁内での協議を経て建設に至ったと理解しております。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 それでは、もう1回確認なんですけれども、要するに、今回のように、下根中学校の増設ではなくて、ひたち野うしく中学校を開校したというのは、これはあくまでも市長の判断と、市長の、要するに腹の底を言えば、そのほうが効率がいいだろうということ考えて出した結論ですね。いかがですか。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 先ほども御答弁申し上げましたが、根本市長の御英断により、それまでの方針を転換し建設に至ったものであります。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 分かりました。

それと、もう1個だけ確認したいことがあるんですけども、これも、私どもの結論としては、市長が選挙戦で配布したチラシには、建設費用が28億円の公約であったと記憶しているんですが、これは借入額ですか、それとも全額ですか。それをお聞きしたいと思うんですけども、

ども。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教育委員会事務局といたしましては、28億円という数字についての公式なものは把握してございません。

以上でございます。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 分かりました。そうすると、あくまでもチラシには、そういう形は書いてないということでもよろしいですね、それでね。それともチラシというのは存在していなかったんですか、それだけ、しつこいですがそれでも聞きたいんですけれども。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 申し訳ありません。教育委員会事務局として、28億円という数字が書いてあったチラシということを確認をしていないということで御理解いただきたいと思いません。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 それで、そういうことをうわさに出したとか、そういった方も中にはあったと思うんですけれども、それを打ち消すということでもよろしいですね。

それでは、次の質問に行きたいと思うんですが、当初計画での建設総費用と償還予定についての計画は、最終的な償還予定について、計画をお話しいたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 ひたち野うしく中学校の建設費用につきましては、用地費、工事費、設計費などを含め約4億2,000万円です。また、これに、開校時までに必要な備品購入費、図書購入費、消耗品費、また校章や校歌等の制作費など、開校準備費を加えた総事業費としましては約4億4,300万円となります。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 市債の御質問についてでございますけれども、ひたち野うしく中学校の建設工事が開始されました平成30年度当初予算におきましては、中学校施設整備事業債を含めました公債費の償還ピークを令和5年度と見込み、償還金額を2億2,800万円と見込むとともに、中学校施設整備事業債のうち補助事業に対する市債が、普通交付税の算定に用います基準財政需要額に算入され、その1年について普通交付税として市に交付される有利な市債であることや、市債の残高と基金残高とのバランスなどを考慮しまして、中学校施設整備事業債を借り入れたとしても、今後、人口規模や財政規模が大幅に減少とされない限り、財政的に問題がないものと考え予算措置を行ったものでございます。

また、平成30年度から令和2年度までのひたち野うしく中学校の建設に係る市債の借入れ総額は、結果としましては20億4,490万円となり、令和23年3月31日に全ての償還が終了する予定となっております。

今後におきましても、予算措置をする際には、地方交付税の基準財政需要額に算入される事業債を念頭に置きながら、市債の残高管理や、各年度の償還額だけではなく、引き続き財政全体的な見通しの中で、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 ありがとうございます。

次に、計画時に立てた対象地域の生徒数、それとあと、想定推移と現在までの生徒数の推移の状況は、どうでありましたでしょうか。また、今後の生徒数の、将来の生徒数の想定をお伺いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 平成27年当時の生徒数予測としまして、分離前の下根中学校の区域において、生徒数のピークは令和5年度で、私立中学への進学者を除いて1,081名と予測しておりました。

令和5年度の下根中学校とひたち野うしく中学校の生徒数合計は、現在のところ、私立中学進学者を除いて1,055名で、令和6年度からは緩やかな減少に転じるものと見られます。

したがって、当時の予測と比較しても、ピークとなる年度は同じであり、生徒数は26名下回っておりますが、ほぼほぼ予測どおりの結果となっております。

今後の生徒数予測といたしましては、令和6年度から緩やかな減少をたどります。私立中学校へ進学する生徒は、かつて10%から14%であったものが、現時点で8%という状況です。現在の小学1年生が中学校に入学する令和10年度を見ても、ひたち野うしく中学校は、私立中学校進学者を除いて約390名で、現在の牛久第三中学校よりも生徒数の多い標準規模の中学校となります。

以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 そうすると、市長が選挙公約したいろいろな数字がございますね。大体、その想定どおりに来ているというところでよろしいわけだと思いますけれども、それでよろしいですか。市長いらっしゃらないけれども。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 繰り返しの答弁ともなりますが、当時の予測で1,081名、現在の

ところ、来年度ですが1,055名ということで、大体予想どおりの数字になっていると確認できると思います。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 大体、皆様方の数字で安心しましたので、どうも本当にありがとうございました。

今考えてみると、その当時、やはり反対する方、僕も含めてですけれども多かったです。それで一番、僕がちょっとまずいなと思ったのは、学区の再編成、それをされるというのは、非常に子供たちにストレス与えるなどというのが、1つ大きな心配があったんですけれども、大体こんなような状況に推移しているということで、安心しております。

だから、意外と何というんですか、別に病気だから褒めるわけではないですけれども、大体市長の思ったとおりに来たなど。また、大分前の部長には悪態をついてしまいましたけれども、大体予定どおりになってよかったなどということで、御礼と言ってはなんですけれども、本当にそのとおりにやっていただいてよかったなと思いますので、どうも本当にありがとうございました。

それでは、この辺で1つ目の話を終わらせていただきまして、次に、ほかの方からもいろいろな話が出ていたと思うんですけれども、大きな2番として、スズメバチに対する予算について質問したいと思います。

まず、害獣などや危険生物の種別について質問をしたいと思います。

特に、本市においては特別何かあるか、それもお答え願いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 害獣とは、一般的に人間に害を及ぼす獣等を示す言葉で、代表的なものとして、大型の獣であれば、鹿やイノシシ、小型のものであれば、タヌキ、ハクビシン、アライグマなどが挙げられます。

スズメバチなどの蜂類については、人や家畜に対して害を与える衛生害虫に含まれ、ほかにハエ、蚊、ゴキブリ、ダニなどが挙げられます。

以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 スズメバチの種目別がよく分かりましたのでいいんですけれども、それらが及ぼすであろう危険性について、市ではどうお考えですか。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 鹿やイノシシなどの大型の獣の場合は、遭遇したときに人に突進

してくるなどの危険性が、小型の獣については、雑菌を多く持っていることや、一部の獣については、住宅の屋根裏にすみついてしまうなどが考えられます。

スズメバチなどの蜂類の場合は、近年、宅地造成が進んだことにより、人の生活環境にまで入り込んで、軒下や庭の樹木などに巣を作ることが多くなり、巣に近づいたり刺激したりすると、刺される危険性があります。

アレルギー体質の人は、蜂に刺されることが重なるとアナフィラキシーショックで重篤な症状を起こすことがありますから注意が必要です。

以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 今までの件はよく分かったんですけども、最後に、被害を受けている市民に対しての行政の責任の範疇をどう捉えているか、それをお聞きしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○杉森弘之 議長 山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に指定されている一部の獣を除くと、ほとんどの在来野生鳥獣は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することが目的とされていることから、基本的に捕獲や駆除が禁止されております。

しかしながら、自宅、屋根裏にすみついてしまったなどの著しく生活に害を及ぼしてしまった場合においては、対策可能な事業者を紹介しております。

蜂類については、巣を刺激すると刺されるおそれがあり、特にスズメバチは危険であることから、令和3年度まで、市の予算で専門業者に駆除を委託しておりましたが、市内や近隣市に駆除専門業者が増えてきたことから、今年度は、市管理の道路や公園、公共施設の駆除は市の担当課で実施し、それ以外の自宅敷地内や企業の敷地内などの駆除は専門業者を紹介し、所有者から駆除の依頼をしていただくことで、各業者が公平に受注できるよう対応しております。

しかしながら、空き地に営巣された場合には、速やかに所有者を調べ、駆除依頼の通知を行っておりますが、必ずしもすぐ駆除が行われるとは限りません。市民の安全を守るために、行政の対応としてこのままでよいのかと、改めて駆除の必要性について協議を重ね、来年度は、スズメバチ駆除費用の一部を助成できるよう予算要求を行いました。

今後は、空き地の所有者にこの助成制度をお伝えし、速やかに駆除していただけるようお願いするとともに、緊急の駆除が必要な空き地等であるにもかかわらず、所有者の対応に時間を要してしまうなどの場合は、市で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 最後のことになるわけなんですけれども、部長が言っている言葉も、よく分かるんですよ。そういう形でやりたいということは分かるんですけども、こちらはこちらの言い分があるわけなんですけれども、結局、僕は、これはもう絶対、東みどり野の自治会の代弁をここでやらなければいけないと思うんですけども、東みどり野の区長以下、法務局に行ったり、いろいろなところに行って、要するに、スズメバチが害をなしているところが、要するに、誰が敷地を持っているのか、それが分からなかったんですよ。

それで、区長以下、みんなで調べて、法務局へ行って、そうしたら、とんでもないところに持っている人だったんですね。だから、そこに住んでいる人ではなかったわけですよ。それで、しかもそれが1か月か2か月ぐらい前に、要するに、何か、自分ではよく現地も見えていないで、それで、要するに譲り受けたというか、そういう土地だったわけですね。

だから、結局、私の責任ではないと、そっちでやってちょうだいと。それで、何ていうんですか、放っておけばいいというものではないですよ、これはね。

それで、みんなで協議して、とにかく大きな巢が2つあると。これはもうすぐにやらないと、その近辺にいる人たちが迷惑を受けてしまうということで、何というか自治会として、区長以下、皆で決断して、結論から言うと5万8,000円かかったらしいんですね。結局、それを自治会で全部代行して払って、それで今日に至っているわけですね。

だから、これは何ていうんですか、自治会というのは、かなりうるさい人もいっぱいいますから、何で勝手に5万8,000円使ったんだとか、いろいろ言う人もいるわけですよ。だから、何ていうんですか、来年度、3月になれば、予算と実算の差が何だったんだということで、当然、総会や何かで問題になると思うんですよ。

だから、私はやはり市も何とか、そういうところはちょっと冷たいなと思ったんですけども、何とか、もう本当、逆に言うと自治会はいいことをしたわけですから、何とかそれも補助していただけないかなど。僕も全然知らなかったのは、当然、そういう予算が毎年市としては組み込まれていると思ったんですけども、それがその年でやめてしまって、たまたまそのときにこういうことが起きたわけですよ。

だから、今日結論が出るとかそういうことではなくて、お願いしたいのは、やはり自治会がそれなりに判断してやったことなので、何とか市で助成していただきたいなど。変な意味で、これはお願いなんですけれども、そういうのも含めて、そういうことがあったよということをお伝えしたいと思うんですけども、何か結論があれば、お知らせいただければ幸いですと思うんですが、よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 守屋議員にお尋ねします。

今のは質問ということでよろしいんですか。要望ということですか。（「質問と要望ですね」の声あり）質問ですね。（「はい」の声あり）

山岡 孝環境経済部長。

○山岡 孝 環境経済部長 東みどり野自治会の案件につきましては、スズメバチの巣が空き地に作られ、近隣の方が刺されてしまった。空き地の所有者が分からないので所有者を調べてほしいということで、役員の方が相談に来られました。

その際、所有者へ通知をしても、必ず駆除してくれるとは限らない。所有者名も個人情報なので、市でお教えすることはできないですよとお伝えしたところ、すぐ駆除してもらいたいからと、自身で法務局に行き、所有者を調査されたということです。

その後、所有者宅に赴いて駆除を依頼したそうですが、駆除ができないと言われたため、自治会で駆除費用の負担を行ったということでした。

今後も、そのようなケースが十分起こり得ると考えられるなど、蜂の駆除事業が廃止になったことでの影響や市民からの要望等を踏まえ、先ほどもお答えいたしましたけれども、来年度予算において、スズメバチの巣の駆除費用の一部を助成する補助金及び緊急の駆除が必要な空き地等であるにもかかわらず、所有者の対応に時間を要してしまうなどの場合に備え駆除費用を要求いたしました。

積算の根拠につきましては、予算編成中のため詳細は差し控えさせていただきますが、過去の実績及び近隣ほか他の自治体の状況を踏まえた金額で要求をしているところでございます。

今年度、行政区で負担した駆除費用を来年度予算で賄えないかということでございますけれども、他のケースも含め、来年度の予算は、あくまでも来年度駆除を行った費用の一部を助成するもので、今年度の駆除費用について助成することはできませんので、御理解をいただきたいと存じます。

予算編成につきましては、予算編成方針、予算要求指針に基づき各課において要求し、予算内容についてヒアリングが行われます。その後、補助事業の判断につきましては補助金適正化委員会にて審議され、採択されたものが、他の予算と合わせて予算編成会議、そして庁議での審議を経て、令和5年第1回定例会において予算案として上程されることとなります。

以上です。

○杉森弘之 議長 守屋常雄議員。

○12番 守屋常雄 議員 分かりました。それ以上言ってしまうと、こんなところでよこせのどうのこうのなんていうのは変な話なので、それはまた別途、私のほうでも自治会にもお話ししたいなと思っておりますので。

ただやはり、何というんですか、知らなかったというのは、我々も本当に責任があると思う

んですけども、予算がなくなっているのを見なかったというのは我々も責任があるんですが、やはりもうちょっと、私としては、もうちょっと、先に何かいろいろな方法がなかったかなという気がします。

それとあと、個人情報の、これとは直接関係ないですけども、よく個人情報に触れるので、お話しできませんとか、そういうことはありますよね。だけれども、こっちで今、火がついているのに、個人情報で知らせられませんとか、そういうのもまたちょっとおかしな話だと思うので、その個人情報の扱い方も、もうちょっと緊急性がある場合は別の方法があると思いますので、それももうちょっと執行部で考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。本当にありがとうございました。

それでは、私の質問でございますけれども、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○杉森弘之 議長 以上で、12番守屋常雄議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時5分といたします。

午後1時56分休憩

午後2時06分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番柳井哲也議員。

〔18番柳井哲也議員登壇〕

○18番 柳井哲也 議員 無会派の柳井哲也です。よろしく申し上げます。

まず、1番目の、市内各地域における伝承文化の消滅について質問したいと思います。

戦後77年が経過し、昭和、平成、令和と時代も変遷しました。昭和時代に行われていた地域の伝統文化が、平成、令和に入り、たくさん消滅しています。私の住んでいる地域だけでも、神社でのどんど焼きや、女性たちの不動講といったものが、高齢化などのため消滅しています。

そして、3年前に発生したコロナ禍は、この民俗的な課題に極めて大きな影響を与えております。一例として、葬儀のやり方の変貌ぶりは極めて顕著です。短期間でこのように変化した時代は、ほかにありません。

そこで、1番目の、牛久市の民俗学を調査する必要について、市の考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域の祭りや伝統芸能などの無形文化遺産を担う人々の高齢化に加え、過疎化が進んでいる地域もあり、無形文化遺産の後継者不足の問題のほか、コロナ禍で、人々が集まって行く無形文化遺産自体の継承が全国的に危ぶまれる状況となっております。

牛久市においても、そのような状況に危機感を覚え、令和3年度に調査を実施いたしました。この調査は、文化庁の令和2年度補正予算事業である、地域文化遺産継承のための新しい生活様式支援事業の国庫補助金を活用し、桂町の金剛院における未指定文化財の団子念仏や国選択無形文化財にも選定されている田宮の盆綱、牛久町にある八坂神社の祇園祭りについて、活用状況の確認及び記録映像の作成等を実施いたしました。

さらに、牛久市における無形文化遺産の概要やリストも作成し、牛久市無形文化遺産という新たなホームページも立ち上げ、作成した3つの無形文化遺産の記録映像などを併せて公開しております。

一方で、無形文化遺産などに指定されてはおりませんが、上町地区のおほやしや城中地区の太鼓など、地域のお祭りなどで親しまれている伝承すべき地域の芸能についても、中心となる担い手が高齢化し、次世代育成が必要になっていると聞いております。

地域の3世代のつながりを絶やすことなく、郷土への愛着を失わないためにも、市は、継承していくことの重要性を認め、練習会場の提供や、地域の子供や地元の学校へ周知について働きかけるなど、伝承が途絶えないよう、側面から支える方策についても検討してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 令和3年度に調査をやっておるとのこと、報告がございました。

牛久市内で、これまで取り上げられてきた大きな、そういう目立った行事が調査されているということで、一応安心しておりますが、小さな、いろいろな催しも市内各地にはたくさんあります。そのようなものも含めて、私はいろいろ考えているところであります。

2番目に移りたいと思います。

長年にわたって続けられてきた地域の伝承文化は、大切な目的があつてのもので、言わば先人の知恵です。私たちの先輩方が、この地域をどのように住みやすくしてきたのか。衣食住やなりわいの中で使ってきた民具や農具は、常に改良され現在に至っています。

しかし、少子高齢化や若者の都会への流出によって空き家が増加し、終活とか断捨離という言葉も多用されるようになり、使わなくなったもの、どんどん処分しておかないと子供たちに負担をかけてしまう、そういう風潮になっています。

今こそ、2番目の質問になります、伝承文化を記録し、民具などの収集、保存をすべきとき

と考えますが、これについて、お願いしたいと思います。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、各家にある土蔵や蔵にある古い資料については、建物の建て替えや世代交代で跡取りがいないなどの理由により廃棄されてしまうケースが多い状況です。それらは、牛久の歴史を検証するために必要な資料ではありますが、保管場所に限りがあることから、残念ながら全てを市で収蔵することは不可能であり、取捨選択する必要があります。

そのため、資料の持ち主から相談を受けた際には、牛久市が収蔵すべき貴重な資料であり、展示などで活用できると判断した場合についてのみ寄贈の手続きを行い、受入れを行っております。

これまでも、昨年度末に、久野町のある旧家より、近世から昭和初期にかけての歴史資料を文書箱32箱分寄贈していただきました。受入れ後の資料については、薫蒸処理により害虫を駆除した後、目録データの作成と並行して内容についての調査を行い、今後の公開に向けた準備を進めているところです。

また、議員から御提案いただきました各行政区の区民会館などでの展示については、警備や展示資料の管理の都合上難しいのが現状でございますが、行政区から依頼があれば、方法について検討してまいりたいと思います。

一方で、実物資料の展示だけではなく、今年、住井すゑ文学館抱樸舎で実施した「戦争の時代と牛久」展で好評をいただきました、プロジェクターを活用したデジタル展示のような、コストをかけずに既存施設で実施できる公開方法についても積極的に導入していきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

以前、こんなことがありました。得月院に行きましたら、ひつぎを乗せる荷車、貴重なものがありまして、当時、その総代をされている方に、牛久市で保管してもらいたいんですけども、しっかりした収蔵庫や展示館をまだ持っていない状況では、このままここに置いておくのと変わらないかな、そういう話をしたことがありました。一日も早く、大切なものを管理し、展示できるような場を持てたらなと考えております。

次の質問に移ります。

展示と未来の予測を提案したらどうかということであります。

収集したものを展示、公開することによって、なぜそれがつくられたのか、その理由や発展

過程を知ることができます。民俗の収集の中には、踊りとか、歌とか、宗教行事、祭礼など形のないものと、日常生活で使われた民具など有形物がございます。

前者は、地域の助け合いを醸成し結束力を高めるものがほとんどで、これが少なくなった地域はどうなってしまうのかという課題を提示してくれるわけです。

後者の場合、例えば農業における農具類には、稲の刈取り鎌、脱穀機、選別のための唐箕などがありますけれども、日進月歩の改良の結果、現在はAIを使ったハーベスター、これ1基でもって全ての工程をやってしまいます。近未来には、ドローンを使った種まきや農薬散布などが、どこでも行われることでありましょう。

昔のものを展示するのは、未来がどのように変わっていくのかを考えさせ、想像力を持たせるためのものです。資料館は、過去、現在、未来館と言われるゆえんです。

ぜひ、このような展示をやってほしいと思いますが、市当局の考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

市が所有する貴重な文化財資料については、保管しているのみでは意味をなさないため、積極的に公開、活用する必要があります。しかしながら、現在、牛久市には、博物館や資料館など、文化財を保存、公開、活用できる専門の施設がない状況にあります。

そのため、これまでもエスカードスタジオで小川芋銭展を開催したり、牛久藩主山口家の寄贈資料展示を牛久シャトーのオエノンミュージアムを借用して行うなど、既存の施設を活用して所蔵資料の公開を図ってきました。

市では、条件が整えば、エスカード4階に専用の展示スペースを整備する計画がありますが、それまでは、住井すゑ文学館や小川芋銭記念館雲魚亭をはじめ、牛久シャトー敷地内の日本遺産ビジターセンターや神谷傳兵衛記念館など、展示できる資料の制限はありますが、既存施設を活用することで、文化財資料の展示、公開に努めていきたいと考えております。

また、国登録文化財の旧岡田小学校女化分校、現在の女化青年研修所においても、埋蔵文化財や民俗資料の一部展示ができるよう検討してまいりたいと思います。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ただいま、答弁の中に女化青年研修所の話が出てきました。これについて質問をさせていただきます。

国の登録有形文化財でもある旧岡田小学校女化分校については、地域住民たちが自ら建築した歴史があり、明治時代に建てられた現存する貴重な木造建築です。既に、本市がこれまで収集してきた民具や農機具類は、この女化青年研修所に保管されており、ここを展示館にできた

ら、移動させずに活用でき理想的と考えます。

耐震工事によって、国登録有形文化財としての保存と活用、民俗資料館としての有効活用、さらに昭和初期の時代をほうふつとさせるフィルムコミッションとしても貸し出せるものと考えます。

今回、当地は牛久菊花公園として多くのお客様を迎えており、年間を通じてたくさんのお客様を集められるような催しも可能になるかと考えます。

市の御所見をお願いします。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

現在の女化青年研修所である旧岡田小学校女化分校は、今から83年前の昭和14年3月に竣工した、市内に唯一現存する戦前の木造校舎で、建築当初からの外観を良好に残す、市が所有する貴重な文化遺産です。

また、建築当初より閉校に至るまで、教育の場としてだけではなく地域の集会所としても親しまれてきた建物で、平成30年5月1日付で、女化地区の歴史を共に歩んできた貴重な建造物として、国登録有形文化財として登録されたのは御承知のとおりです。

現在、文化財は保存を中心とした方針から、活用しながら保存する方向へ転換が図られており、旧岡田小学校女化分校においても、積極的に活用しながら保存することが求められています。

現在の活用状況といたしましては、建物の景観や特性を生かし、ミュージックビデオの撮影や、地元女化行政区の地域イベント会場としての活用をはじめ、先ほど議員より御紹介がありましたうしく菊まつりの菊花展会場としての活用が始まったところです。

これからは、地域の活動の場としての活用のみならず、多種多様なイベントでの活用、学校活動での活用など、さらに利活用できる様々な可能性を探しながら、併せて同分校の周知活動を行ってまいりたいと思います。

今後につきましては、さらなる活用のために必要となる建物整備や手続を進めながら、地元女化行政区や、同施設の管理を担当する地元有志で立ち上げられた旧分教場保存会と連携、協力をして、女化地区や、同分校の歴史を紹介する展示など、旧分校ならではの特徴を生かした活用を検討してまいります。

申し訳ございません。先ほど、今答弁した中で、平成30年5月1日と答弁させていただいたところなんですけれども、平成30年5月10日の誤りです。訂正させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

女化にはキツネ伝説があります。猟師から命を守ってもらったキツネが、青年のお嫁さんになって、一生懸命働き、子供を産んで恩返しをするというものです。

ところで、日本一高いビルとして有名なあべのハルカスは、阿倍野区にあるからああいう名がついたのだと思うんですけども、平安時代に陰陽師として活躍した安倍晴明が、その地名の基になっていると聞いております。

安倍晴明の両親は、女化のキツネ伝説と全く同じような夫婦、つまり、キツネのお嫁さんから生まれたと言われていました。九州にも同じようなキツネ伝説があり、関係自治体が連携すれば、新たな観光開発の可能性も出てまいります。

以上のように、女化のキツネ伝説は、その地名の由来になっているばかりでなく、民俗学の大きな目玉になるものだけに、この地に民俗資料館を造るのに最適地と考えます。答弁にありましたように、展示公開を考えているということなので、しっかりと期待していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

先ほど、民俗無形文化財について、私の考えであります。行政区ごとに体系的に調査してもらえたら、牛久のすばらしさの証明ができるものと考えております。心の問題、どうか、この地域の民俗の研究から、地域づくりのために考えていただきたいと念願し、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

大変失礼しました。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 2番目の質問、牛久シャトーの経営について質問をさせていただきます。

牛久シャトーは、近代化産業遺産認定、国の重要文化財指定、そして、令和2年の日本遺産認定と、その歴史的価値は多方面から評価され、過去には桜祭り、ワイン祭りが開催されるなど、牛久市内外を問わず多くの方でにぎわい、まさに牛久市のシンボルとなってきました。

したがって、オエノンホールディングスの牛久シャトーからの一部撤退は、一民間企業の問題として片づけるのではなく、継続と復活に向け、本市が可能な限りの支援策を講じることについての牛久市議会の決議がなされたものです。

牛久シャトーを文化財の側面からの保存だけでなく、地域の活性化につなげる復活を目指し、牛久シャトー株式会社を設立しました。しかし、その経営は、コロナ禍の影響が大きく、昨年度補正予算、本年度当初予算において経営安定化補助金による支援を行っているところです。

この件については、市民から私のところへ心配の声が来るほどですから、市当局にも多数寄せられていることと思います。

そこで質問です。運営主体である牛久シャトーの状況として、今期の現時点での経営状況はどうか。当初の計画値や、前年度と比べてどうなっているのか、その状況をお聞かせください。

○杉森弘之 議長 吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳 経営企画部長 牛久シャトー株式会社の今期の経営状況につきましては、牛久市に提出されております月次の会計資料及び日頃の協議の中から聞き取っている内容を受けての御回答とはなりますけれども、現在、月次の会計値が確定しております第1四半期においては、営業収入ベースでは、前年度比60%増、今年度の当初計画値と比較しましても、約20%の増収となっております。

この増収となった要因といたしましては、ワイン、ビールの醸造を牛久シャトー株式会社において再開できるようになったことが第一であり、さらに、醸造事業の開始と相まって、少しずつではございますが、牛久市内及び牛久シャトー内でのイベントが動き出したことが営業収入の増加につながったものと捉えております。

今期、牛久シャトーで譲渡されましたワイン、ビールは、牛久シャトーショップ、レストラン、ふるさと寄附の返礼、インターネットを利用した販売だけでなく、各種イベントに出展しての販売も行っているほか、ビールにつきましては、日本遺産を通して交流を深めています山梨県甲州市にあるブドウ農家バーベキューでも取扱いをいただいております、大変好評であるとの御意見をいただいております。

また、牛久シャトーとの歴史、技術に期待し、問合せをされる企業もあるとの報告を受けており、実際、牛久シャトー株式会社では、自社のワイン、ビールを製造販売する傍ら、他社の製品の受託製造を行いますOEMにも取りかかっており、既に、関東鉄道100周年を記念し、牛久シャトーブルワリーで醸造されました2種類の関鉄ビールの販売が開始されたほか、現在も新規に協議を続けている団体があるとの報告も受けております。

これらの取組の結果として、今期の第1四半期は、先ほど申し上げましたとおり、前年比及び今期の当初計画値と比較して増収という結果につながったものと捉えております。

しかしながら、この経理が確定しています第1四半期の結果のみをもって安心できる値になっているとは考えておりません。観光客の動向、レストランの状況等を考えれば、依然として厳しい状況にあると言わざるを得ず、今後、牛久シャトー等株式会社の商品収入がどこまで拡大できるのか、また、それはいつなのか、そういった点も踏まえて、今後の判断材料としていかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 ありがとうございます。

少しずつ、よくなっているんだけど、まだまだ分からない状況が続いているというところであります。牛久市と牛久シャトー株式会社、緊密な連携でもって、市民が安心できる形での運営を、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問に移ります。

日本遺産の取消し状況と牛久シャトーの場合についてであります。

現在、全国で104件の日本遺産認定がなされていますが、本年7月、文化庁から一部の日本遺産について再評価がなされ、16件の認定継続と3件の再審査が発表され、一部新聞でも取り上げられました。

再審査となった3件が、その後どうなったのか。また、認定取消しとなる場合の要件、そして、認定取消しとなった場合に考えられる影響、これについてどのように考えているのか、市の考えをお聞かせください。

○杉森弘之 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

日本遺産とは、地域の歴史的の魅力や特色を通じて、我が国の文化、伝統を語るストーリーです。日本の各地域に積み重ねられた、多様かつ特徴的である歴史的・文化的な蓄積をストーリーとして具現化し、活用することで、地域内外の人々に伝えることができるようになり、各地域ならではの歴史的・文化的な蓄積を基礎としたシビックプライドの醸成や、産業振興に貢献し地域活性化を実現することを目的としています。

一方で、国と文化庁は、これまで日本遺産認定を受けた地域において、認定から3年間の国の重点支援期間終了後の取組について温度差があることを問題視した上で、令和3年度において、認定地域の取組状況に対するフォローアップの強化、重点支援地域や候補地域の新設、認定取消しの制度の導入などを内容とする制度改定が実施されました。

その結果、令和3年度は18件中4件、令和4年度は19件中3件が再審査となっていますが、取組内容の改善、強化などを盛り込んだ地域活性化計画などの改善案提出により、現在のところ、日本遺産取消しに至った事例はありません。

審査内容については、認定後6年間の、特に国の重点支援期間終了後3年間の自走化が求められる期間の取組を評価するほか、観光客の入り込み数、滞在時間、消費金額、客単価になります。人材育成などを評価し、基準に満たない場合は、認定取消しの可能性があるとしていきます。

認定取消しとなった場合に考えられる影響ですが、これまで築き上げてきた甲州市との信頼関係と友好関係が失われてしまうことが一番危惧されることです。さらに、これまで日本遺

産事業に投じてきた甲州市分の負担金などについて、返還を要求される可能性も否定できないと考えます。

また、日本遺産に絡めた新たな旅行企画商品の造成や新商品開発事業、活用してきた国庫補助事業なども、日本遺産というブランドが失われることで採択される可能性が低くなると思われると思います。

牛久市と甲州市の日本遺産については、令和2年度から4年度までの3年間は国の重点支援期間であり、令和5年度から7年度が自走期間、令和8年度に総括評価、継続審査を受けることとなります。

牛久市と甲州市で組織するワイン文化日本遺産協議会では、民間企業の活用を目指し、今年9月に開催した牛久シャトー日本遺産フェスタにおいて発表した、近畿日本ツーリスト株式会社とクラブツーリズム株式会社との包括連携協定の締結や、文化庁のみならず官公庁などの国庫補助金を活用して事業を行うなど、来年度以降の自走期間を見据えて準備を進めているところです。

今後は、既に重点支援地域に選定された日本遺産についての情報収集に努め、認定取消しとしないよう甲州市と共に取り組んでまいります。現在までの牛久市と甲州市の連携と、さきに答弁いたしました積極的な取組内容から考えますと、日本遺産の目的に沿った成果を上げており、認定取消しの心配はないものと認識しております。

日本遺産認定継続の重要性を、牛久市民一人一人に重く受け止めていただき、さらに、市民目線から自発的に事業を盛り上げていただくことで、牛久シャトーの日本遺産認定が未永く継続されていくよう、引き続き周知活動に努めてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 柳井哲也議員。

○18番 柳井哲也 議員 丁寧な説明をありがとうございます。

日本遺産の取消しとなるような場面はないということで、それはそれで安心材料ではありませんけれども、国の支援期間終了後、やはりコロナ禍の影響もまだまだ続いていまして、非常に心配であります。

これからも、本当に牛久市と牛久シャトー株式会社、常に二人三脚で頑張って、何が何でも発展するようにやっていかなければならないと、覚悟を改めてする気持ちであります。

皆様の御指導、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○杉森弘之 議長 以上で18番柳井哲也議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時55分といたします。

午後2時45分休憩

午後2時56分開議

○杉森弘之 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、11番山本伸子議員。

〔11番山本伸子議員登壇〕

○11番 山本伸子 議員 改めまして、皆様こんにちは。山本伸子でございます。

本日最後の登壇となりました。よろしくお願い申し上げます。

まず、大きな1問目です。

今議会にも、向原保育園を来年3月閉園とする議案が上程されております。市では、安心して子供を預けられる体制を整えることを総合計画で掲げておりますが、待機児童から、少子化で児童の定員割れへと大きく変わった状況における保育環境の整備という視点で質問してまいります。

まず(1)番目です。

令和2年に策定された牛久市子ども・子育て支援事業計画には、令和元年の児童数の実績値が出ており、ゼロ歳から2歳児の児童数は1,858人、3歳から5歳児の児童数は2,205人となっております。

この時点での推計では、令和7年のゼロ歳から2歳児の児童数が1,712人程度、3歳から5歳児は1,839人程度に減少すると見込んでいました。既に、令和4年度の実績数が出ていると思いますので、令和2年から令和4年の推計値と実績値の数字はどうだったのかをお示しく下さい。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 第2期子ども・子育て支援事業計画では、令和2年から7年にかけての児童数の推計値を、令和元年の実績値を基に算出しています。

令和元年の未就学児の実績値は4,063人で、ここから推計した未就学児の推計人口は、令和2年が3,946人、令和3年が3,814人、令和4年が3,697人です。

各年の4月1日現在の未就学児人口の実績値は、令和2年が3,869人、令和3年が3,606人、令和4年が3,335人です。

令和2年から令和4年までの推計値と実数の差は、令和2年は77人、令和3年は208人、令和4年は362人と、いずれも実数のほうが少ない状況で、差が大きくなっています。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 令和2年から4年までの推計値と実績値、年々、児童数の減少が大きくなっているということが、今の数字からも読み取れました。

それでは、その要因をどう捉えていらっしゃるのか、再度伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 要因としては、人口が減少に転じる中で、30代以下の若い年齢層が少なく、出生数が減少していることが考えられます。加えて、令和2年からは新型コロナウイルス感染症の流行が始まっていることから、その影響もあると考えられます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今、若い年齢の方が少なくなっていて、また出生数が減少している。そのような中で、令和3年に牛久市公立保育園の再編計画、こちらが策定されました。この再編計画では、公立保育園を閉園または民営化をしていく方向性が打ち出されています。

待機児童解消のため、計画的に受入れ体制の整備が行われ、民間保育園などが受皿となって整備が進んだこと、そして、近年は少子化が推定よりも早く進み、保育園の児童の定員割れという状況になっている現状が、その背景にはあるとは思いますが、改めて公立保育園再編計画の策定された経緯を伺います。

また、今までの公立保育園の役割を、市としてはどう捉え、そして、少子化の時代における公立保育園及び民間保育園の役割についてはどうお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 まず、再編計画を策定するまでの経緯といたしましては、保育園の待機児童解消のため平成19年から民間保育園の整備を行い、平成24年度には、施設が老朽化した公立保育園2園の運営を牛久市社会福祉協議会に移管して民営化を図り、定員を増加してまいりました。

しかし、平成30年には、牛久市においても他市町村と同様、人口は減少に転じ、未就学人口についても減少となっています。

こうしたことから、今後の牛久市の保育園整備の在り方や公立保育園の民営化計画を見直し、よりよい保育園の在り方の検討を開始いたしました。

その結果、4園ある公立保育園のうち2園は閉園、1園は定員縮小して民営化、1園は定員縮小して残すことを基本的な方針とした牛久市保育園再編計画を令和2年度末に策定いたしました。

公立保育園の役割としては、まず、保育需要が減少していく見込みの中、その減少分は、老朽化した公立保育園で調整します。これにより、入園児減少の影響を受ける民間法人の保育園経営を圧迫せず、安定した経営を支援します。

さらに、公立保育園が民間保育園では担い切れない重度の障害を持つ児童の受入れを行うなど、市内保育施設間の保育需要の調整役となるよう考えています。

このように、公立保育園ならではの役割はありますが、それ以外の実践的な保育に関しては、公立、私立の垣根がなくなつたと考えています。具体的には、公立、私立を問わず配慮を必要とする子供に対する保育については、こども家庭課と連携し、きめ細やかに対応しています。

また、幼児教育指導員2名が市内保育園を巡回し、保育士への指導助言や、小学校へスムーズに入学できるように関係機関との連携を図っています。

再編計画の中で、閉園する計画を進める場合は、まず、保護者に対して説明を行い、市民との合意形成が大切だと考えております。合意が得られた場合は前倒しすることもあるため、この計画は、毎年データの更新を行い、必要に応じた見直しを行うものとしています。

策定して1年が経過し、令和4年6月には、待機児童や職員数等最新の数値を追加し見直しを行いました。現状では、公立保育園の閉園、民営化を経て1園のみを残すという基本的な方針に変更はありません。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 幼稚園にしましても、保育園にしましても、閉園ということは大きな、保護者にとっても事柄ですので、丁寧な説明の上で行っていただきたいと思います。

次に3番です。

保育士が少ないことが盛んに言われておりますが、一向に改善される兆しがありません。保育園や幼稚園のバスに児童が取り残される事故が報道されるたび、子供が健やかに過ごす場所で子供の命が奪われるという理不尽さ、これも保育士の人数が少ないことや、目が行き届かないことが一因であると言われております。

来年度4月から、送迎バスに安全装置をつけることが義務化されることになりました。それも必要なことではありますが、併せて、保育士の数を増やすことが措置されなければ、根本的な解決にはつながらないと私は思います。

安全装置などのハードの整備と同時に、人を増やし、子供が安心し、安全に過ごせる保育園であるための保育士の確保について伺ってまいります。

まず、保育士の処遇改善と言われる賃金アップのための方策です。

児童の命を預かるとも言える大変な仕事であるにもかかわらず、保育士の賃金は平均賃金よ

りも低いことが言われております。国も、この問題については保育士の処遇改善を行っていると思いますが、その内容について、また、独自に市が行っている内容について伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 保育士等を確保するための取組については、処遇改善のため賃上げの取組が挙げられます。国の取組として、令和4年2月から9月まで実施された、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業があります。これは、教育・保育施設等に勤務する職員の賃上げ効果が継続される取組を前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を実施したものです。

また、10月以降は、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項が改正され、新たに処遇改善等加算Ⅲが新設され、毎月の運営費に組み込まれる形となりました。

ここでは、臨時特例事業で引き上げた賃金水準を下回らないこととなっているため、賃金の引上げは継続することになります。

また、市単独で行っている牛久市保育士等処遇改善事業補助金は、保育士に対し、正規職員に対しては1万5,000円、そのほか非常勤職員に対しては、労働契約の労働時間に応じて1万円または5,000円の補助金を交付するものです。

この処遇改善事業を行った前後で、保育士不足による園児の受入れ制限を実施した割合を比較すると、処遇改善補助金開始前の平成30年4月募集時の募集制限の割合は、利用定員に対して6.33%であったのに対し、開始後の令和4年4月募集時では3.19%と減少しています。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 正規職員1万5,000円、そういう処遇改善を市が出したことによって待機児童の数が減ったということで、それなりの効果が出ていたと思います。

しかしながら、この金額、つくば市では3万円出ておりますし、常磐線沿線の柏市は約4万円、我孫子市も勤務年数に応じて約5万円だそうです。一概に他の自治体と比較するのはどうかとも思いますが、保育士にとっては魅力的な金額であることは間違いないでしょう。

例えば、隣接しているつくば市がそのような好条件を出していれば、少し遠くても牛久よりつくばで働こうと考える保育士が少なからずいるのではと想像できると思います。

子供が健やかに心豊かに育つことは、その社会の未来をつくることです。その視点に立てば、保育施策を決定する自治体の役割は大きいと考えます。そこで、市の処遇改善の金額の見直しの考えについて、再度お尋ねいたします。

例えば、あと1万円とは言わずとも、せめて5,000円増額し、正規職員月額2万円の処遇改善はできないものでしょうか。現在、市が負担している総額、そして、5,000円増額することによる増額分の金額をお示しください。そして、その増額分の金額が子供の安全を担保することにつながると考えても、なお市にとっては大きな負担となってしまうのでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 議員御提案の金額の見直しで、一律に5,000円アップすることによる市の負担金額の増額ですが、令和3年度の実績で試算すると、総額が4,858万円となり、約1,300万円の増額になります。この増額によって、どの程度の効果が期待できるかは見極める必要があると考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 4,800万ということは、令和3年度、1万5,000円の処遇改善で3,500万円、今出費しているというか負担しているわけで、それが1,300万円増額ということと理解いたしました。この金額で、効果が期待できるかを見極める必要があるという御答弁でした。

では、1,300万円投資して新たな保育士の確保にならなくとも、現在働いてくださっている保育士の方の賃金が上がることにより、働きがいにつながるとしたら、それも効果と言えるのではないのでしょうか。その観点での1,300万円という金額は、有効な使い方とは考えられないのでしょうか。この点は、副市長にお尋ねしたほうがよろしいのでしょうか。いかがでしょうか。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 お答えいたします。

確かに賃金を上げれば、働いている方は好意的に受けてくれるでしょうし、その結果として働いてくださる。気持ちの入れ方が違うというのはちょっとないでしょうけれども、それは皆さん同じ、同様にやっているでしょうけれども、この議論は、大きい話になってしまいますけれども、今、日本全体で言われている話とまるきり同じ話になってしまっていると思うんです。そこら辺の話を、一自治体が保育士だけに賃上げをするということは、ちょっと選択がなかなか難しいのではないかとは思っています。

要するに、その働き、要するにもっと、より効率的に働くとかそういうことを考えれば、全労働者に対してやっても、日本の全国のGDPを上げるというような話にもなってきますので、1つのところだけ、そのポイントで売って、保育士さんたちの働き具合が上がるというつながりではちょっと、なかなか難しいのではないかなという気がします。

ただ、そのことによって、先ほどおっしゃっていた児童の方の安全性が図られる、確実に安全性が図られるとかなんとかという話になると、またそれは違う話だろうとは思いますが、なかなかその効果が分からない中で上げることによって、今おっしゃった、先生たちが気持ちよく働けるのではないかという話とは、ちょっと違ってくるのかなという気はいたします。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 すみません、分かりました。

ただ、この総合計画、第1期の基本計画、この中に、保育士不足解消のための処遇改善に努めますということが、これは重要な重点的に取り組む事項として載っております。ということは、今は考えては、ちょっとまだないけれども、2024年までには、この重点項目、処遇改善に努めることを実行していただけるのでしょうか、確認いたします。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 もう既に、先ほど答弁しましたように処遇改善を行っております、その処遇改善は引き続き実施していくということでもあろうかと思えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 ただ、この総合計画が始まる前にも処遇改善は多分行われていたので、それに引き続き努めるということで、なるべく賃金アップということは、引き続き考えていただきたいと思えます。

それでは、次ですね、保育士の確保のために国や県が行っている修学支援、就労支援などの補助事業には何があるのかを伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 国や県が行っている保育士の修学、就労支援の補助事業については、茨城県では、保育士修学資金等貸付事業を茨城県社会福祉協議会に委託して実施しています。

これは、指定保育士養成施設学生に対し、学費月5万円を2年間を上限に貸し付けるものです。そのほか、潜在保育士に対しては、未就学児保育料貸付事業や、潜在保育士就職準備金貸付事業、また、保育事業者に対しては、保育補助者雇上費貸付事業などの補助事業を実施しています。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 分かりました。

それでは、市が単独で行っている補助事業について伺います。近隣自治体でも独自に保育士を確保するため、様々助成をしています。龍ヶ崎市、つくば市では家賃に対する助成、守谷市では就労支援助成金などがあります。

そこで、牛久市においては、保育士の修学や就労、家賃への支援などはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 近隣自治体では、処遇改善事業のほかに修学資金貸付けや家賃補助などの取組を実施しているところもありますが、当市では実施しておりません。保育士の処遇に関しましては、自治体間の競争ではなく、本来は国で一律に見直す必要があるものと考えます。しかしながら、今後もこういった課題について調査研究してまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは（4）番目です。

保育士の業務の負担を軽くし、離職する保育士をなくすためには、保育士を増やして仕事を減らす、または補助や支援をする人を雇用して、保育士以外でもできる仕事を担ってもらった取組が必要になってまいります。そのために、国や県で行っている補助事業としては何があるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 国や県では、子供を安心して育てることができ環境整備として、保育士の就労継続や離職防止を図るための様々な事業を用意しています。

保育体制強化事業は、保育士資格を有していない地域の多様な人材を保育支援員として、保育施設の消毒、清掃や給食の配膳など、保育に係る周辺業務に活用するものです。令和3年度は、2つの施設でこの事業を活用し、それぞれ1名ずつ、合計2名配置しています。令和4年度からは、この補助金の対象要件が緩和されたことから、より保育支援員の活用が進むと考えられます。

保育補助者雇上強化事業は、保育士資格を有していないが、保育に関する40時間以上の実習を受けているか同等の知識や技能がある者を保育補助者として雇い上げるものです。令和3年度は、7つの施設がこの事業を活用し、13人の保育補助者を配置しています。

乳児等保育事業は、茨城県が実施している補助事業です。1人以上の1歳児を保育し、かつ事業に直接従事する職員として、保育士等の雇用に要する費用の助成を行うものです。

この事業の対象になるには、次の要件を満たしていることが必要です。

まず、1歳児の職員配置基準を規定より上回っていること、それから、運営費の一部である処遇改善等加算Ⅰ及びⅡを実施していること、さらに、令和4年度からは、保育士人件費を公表することが要件に加わりました。令和3年度の実績として、市内では13施設と市外の8施設が実施しております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 国や県では、様々事業が行われているというのは理解いたしましたが、それでは、市が単独で行っている事業は何があるのでしょうか。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 既に、国や県の事業が用意されており、各保育施設が必要に応じて利用しているため、市単独の事業は実施しておりません。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 保育士の配置基準、これが日本では70年間変わっておらず、それを問題視する報道なども度々目にするところです。しかし、配置基準以上の保育士を置くとすると、その人件費は各保育園側の負担になることが、保育士の数が増えない理由でもあると言われております。

保育の量よりも質を担保することに軸足を置く転換期になってきた今こそ、安心して子供を産み育てられる環境をつくる責任が自治体にはあると考えます。

牛久市独自で、保育士の負担軽減を図るため、保育士や補助員などを増やすための取組について、今後のお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 基準以上の保育士を配置した保育施設の負担軽減を図る助成について、近隣で実施している例は現状ではありません。保育支援者として、市民の力を借りることも大切と考えます。保育の質を保ちながら保育士の負担を軽減するために、今後は、国や他市町村の動向を踏まえて、メリットやデメリット等調査研究をしてまいります。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今の御答弁では、国の配置基準以上の保育士を配置した施設、そこに助成を行っている近隣自治体はないということでしたが、私が調べましたところ、例えば「母になるなら、流山市。」というこのキャッチコピー、よく聞きますね。この千葉県流山市

は、1歳児についての国の基準が6人に1人のところを4人に1人、3歳児については20人に1人のところを17人に1人、市独自の配置基準で保育士を多く配置しています。

あと、埼玉県富士見市、こちらも市独自の配置基準を行い、そのため市が負担する金額は年間5,000万円に上るそうです。しかし、多くの保育士で子供を見ることは、子供にとってもよい環境で保育が受けられると考え、手厚い配置基準にしている、そのような自治体もあるということを申し添えます。

それでは最後、5番目です。

いわゆる配慮を必要とする園児を受け入れている保育園が保育士を増やす、そのための補助金を交付していると思います。市が行っているこの事業の内容と、対象児童の数及び増やしている保育士の数、また、その補助を受けている保育園の数の近年の状況について、お示ください。

○杉森弘之 議長 飯島希美保健福祉部次長。

○飯島希美 保健福祉部次長兼こども家庭課長 市独自の事業として障害児保育を推進するため、障害児を受け入れている民間保育園等に補助金を交付しています。対象は、特別児童扶養手当支給対象児、身体障害者手帳もしくは療育手帳所持者、または、医師等から同等の障害を有すると判断された児童です。

障害児を受け入れている施設において、職員を配置し療育支援に取り組む場合、まず、運営費の療育支援加算の対象となります。療育支援加算をした上で、さらに加配職員を配置した場合に、市の障害児保育事業補助金の対象となります。

令和3年度において、運営費に療育支援加算した施設は5施設、さらに、市の障害児保育事業補助金の対象となったのは2施設、対象児童数は29人、市の障害児保育事業補助により加配した保育士は2人でした。

令和2年度は、療育支援加算した施設が3施設、障害児補助事業の対象が2施設、対象児童数は34人、障害児保育事業補助で加配した保育士は3人でした。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 いろいろ加配が行われているということを御答弁いただきました。しかしながら、今年3月に、保育園などで働く保育士2,000人に行った民間の調査によると、今の国の保育士の配置基準では人数不足だと答えた人が48%に上ったとありました。

安心して子供を産み育てられる社会という言葉は、よく使われるフレーズです。市でも、子ども・子育て事業支援計画において、子供の最善の利益が実現される社会を目指すこと、これを大切にすべき視点としています。

では、それを現実にどう制度化していくのか、まさに行政の本気度が問われているのではないのでしょうか。次の質問とも関わってきますが、牛久に住んでよかったと、子育て中の方たちにも思ってもらい、それが牛久市以外の人たちにも伝わり広まること、そういったことがシティープロモーションであり、総合計画の将来像の「にぎわいのあるまち うしく」につながると思います。

では、そのあたりのことについても、次に質問してまいります。

大きな2番目です。

大きな2問目は、牛久市の目指すまちづくりの将来像、これが見える市政情報や政策情報が市民に伝わっているのか、市民と共有できているのかについて質問してまいります。

(1) 番です。

平成25年12月、教育委員会から、教育広報として「うしくの教育」創刊号が発行されました。この冊子を、教育広報として発行することにした当初の目的について、また、紙面の内容の検討はどのようにされ、教育広報としての効果はどうだったのでしょうか。そして、直近の発行は令和3年1月になっておりますが、今後の発行の予定はあるのかを伺います。

○杉森弘之 議長 吉田茂男教育部長。

○吉田茂男 教育部長 教育広報「うしくの教育」は、平成25年12月に第1号を発行しました。この教育広報は、子育て、教育に力を入れている牛久市において、幼稚園、小中学校、児童クラブなどでの様々な取組や、生涯学習及びスポーツに関連した行事、施策などを紹介するため、それぞれの発行時の旬の情報を提供してまいりました。

第1号の内容といたしましては、小中学校の全ての教室にエアコンが設置されている充実の学習環境、ひたち野うしく小学校の温水プールを市民に開放、学校にソーラーパネルを設置、小中学校図書室の充実、自校給食で温かい給食などの記事を、担当課と教育長とが一体となって作成し、市内全戸に配布しました。ふだん教育現場との関わりのない方々にも、教育現場の状況をお知らせできたものと考えております。

教育広報「うしくの教育」は、令和3年1月に第12号が発行され、平成27年3月の特別号を含めると、計13回発行されました。現在、教育に関する情報は広報うしくに掲載するとともに、市ホームページにおいて随時情報を提供しているため、「うしくの教育」は終了いたしております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今の御答弁では、牛久の教育は広報紙やホームページで発信していくということでした。しかし、広報紙の情報は多ければよいというものではなくて、市民に

読んでもらえるぐらいの情報量は自然と決まってくると思います。そこに教育情報も入れ込むと、伝えたいことと伝えられることの乖離、つまり開きが起こってくるのではないのでしょうか。

これまで発行された広報紙の中の「うしくの教育」、私も目を通しましたが、その紙面は活字が多く、私はかなり窮屈な印象を受けました。この紙面の構成で、どれぐらいの市民に伝えたいことが伝わっているのか、現状でははかるすべはありませんが、今後検証していただきたいと思います。

それでは、次に、ほぼ同時期に発行された市政情報紙「USHIKU」は、現在は発行されておられません。私、手元に今持ってまいりました。私が持っているのは、こういったものですね。多分、皆さんも御覧になったことがおありかと思います。テーマごとに、このときはまとめた政策情報紙になります。

この政策情報紙、市のホームページにも、これは掲載されておられませんので、これがいつまで発行されたのか、いつからなくなったのかも分かりません。そこで、改めて確認いたしますが、この市政情報紙「USHIKU」を当時発行することになった目的と紙面の内容の検討について伺います。また、いつから発行を取りやめたのか、効果を見極めての取りやめだったのかなどの理由についてもお尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 市政情報紙「USHIKU」の発行目的としましては、市の重要施策等について、市が発行する広報物を分かりやすく、読みやすいものにするすることで、市民への積極的な情報発信と市政への理解と協力を得ることを目的に作成し、全戸配布しておりました。

紙面内容の検討につきましては、当時、市長公室が事務局となり、各部から1名ずつ、そして外部専門委員で構成される戦略的広報に関する特定プロジェクトチームが設置されており、そこで、市民にお知らせする重要な情報を選定し、紙面を構成しておりました。

平成25年11月に創刊号を発行し、平成26年10月に第2号、平成27年2月に第3号、そして同年8月の第4号が最後となっております。当時は、ホームページに掲載しておりましたが、ホームページの内容を随時見直した際に削除をした形となっております。

発行したことによる市民への効果については、客観的に確認することはできませんでしたが、発行しなくなった理由としましては、インターネットの普及、特にSNS、市の発信も増えております。それに伴う市のホームページを充実した、そのようなことで、情報の伝達手段、広報手段を見直したというところになります。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 市政情報紙や政策情報紙とも言われるものは、私は広報紙とは目

的が異なるものだと考えております。広報紙は、主に市からのお知らせや催しなど、直近の情報をお知らせするものであり、一方、市政情報紙は、政策に関する情報を中心として、これからこうした重要な事業を進めていくことにしていますとか、今取り組んでいるこの事業では、このような効果を目指していますとした、途中経過も含めた政策情報を提供していくものではないでしょうか。

全ての取組は総合計画に位置づけられ、まちづくりの将来像に掲げた「笑顔があふれるにぎわいと安らぎのあるまち うしく」につながるものであることは言うまでもありません。

もちろん、中には中長期的な視点に立った取組もあり、すぐには効果が図れるものばかりではありませんが、だからこそ、政策形成過程も含め、市民との共通理解が大切であると考えます。

近隣では、取手市やつくば市、龍ケ崎市、つくばみらい市、坂東市などが市政情報紙や政策情報紙というものを発行しています。テーマごとに取り組んでいる事業を市民目線で伝えているものや、1年間の施政方針を総合的に伝えるものなど、形は様々ですが、この市政情報紙を継続して発行することは、結果として、我が町の政策史を記録することでもありましょう。先ほど削除したという話もありましたけれども、その視点では、削除するものどうかと私は思います。

市政に関する積極的な情報発信、特に政策に関する情報発信として、市政情報紙を今後発行していくお考えはあるのかを伺います。

○杉森弘之 議長 二野屏公司経営企画部次長。

○二野屏公司 経営企画部次長兼政策企画課長 市政情報を市民に知らせることの重要性については、牛久市第4次総合計画第1期基本計画第4章みんなの創意工夫で未来をつくるまち【市民共創】、市民の声が市政に生きるまちづくりの中で、高度情報化社会となり、情報発信の手段が多様化する中で、各種統計情報や行政情報などを適切に管理し、最適な方法で公開、発信することで、市民とのタイムリーな情報共有を推進していくことが「協働」「共創」のまちづくりには重要であることを記載しております。

その中で、市民へ市政情報を伝える情報発信の手段としましては、広報紙、ホームページ、かっぱメールやコミュニティFM及び出前講座などにより、市政に関する積極的な情報発信を行うこととしております。

広報うしくは、当市の情報発信の中核ではありますが、以前のように、市政情報を発信する媒体のうち紙媒体のシェアが大半を占めており、多くの市民に読まれていた時代から、高度情報化社会となり、情報発信媒体の多様化により、市民は様々な媒体から多くの情報をキャッチできるようになり、その中から必要な情報、欲しい情報を取捨選択して受け取るという形にシ

フトしてきており、どのようにして市の施策の認知度向上を図るかが課題となっております。

そのような状況の中で、当市においても、多くの労力を要する紙媒体での情報発信からデジタル媒体にシフトしている状況となりますが、現時点においても、紙媒体での市政情報の発信の必要性について十分認識はしております。

現状では、新たな紙媒体での市政情報紙の発行の考えはございませんが、広報紙の活用も含め、今後も継続して、市政情報の認知度向上のためのTPOに応じた効果的な手法について、広報政策課に協力しながら検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 市政情報紙や政策情報紙、これがどうしても必要なのか。それは、先ほど御答弁の中にもありました、これからの市政運営には市民との協働は欠かせない、そういうことだと思います。情報共有や情報公開がなければ、今後、市政を進めていく中で、特に大きな財源が伴い、争点ともなるであろう、例えばエスカード牛久ビルの問題や牛久シャトーの問題を、結論だけを市民に伝えて、それでいいのでしょうか。

この2つの問題は、市長の公約でも、2つの復活として大きく取り上げられていました。何とかしてもらいたいとした市民の思いと、しかしながら、市としてできる限界、その着地点をどうするのか。大きな決断こそ、市民の総意を得るための論点整理を伝えることが必要です。

事実、今年1月1日に、市長名で、牛久シャトー等株式会社への財政支援についてとして、5,000万円の予算措置をする、その経緯を説明するビラが広報紙とともに配布されたのは記憶に新しいことと思います。この藤色のビラですね、この1枚が配布されたことと思います。

この中で、牛久シャトー株式会社の経営状況が厳しく、追加の財政支援は行わないとの方針変更を余儀なくされたことが述べられ、市民の皆様多大な心配をおかけしております、そのようなことが書かれておりました。

しかし、市民が牛久シャトーのことを心配していると思っているのならば、このようなビラ1枚で結果をお知らせするのではなく、それまでの経緯の中で、市民に丁寧に説明と理解を求める方法はあったのではないのでしょうか。

市長は、1期目の所信表明で、対話による市民の視点に立った自治体運営が基本理念であり、様々な課題に対して、市民の皆様と徹底的に議論し、解決していきたい、そのように表明していらっしゃいました。私も、その姿勢には多分に共感するところです。

しかし、課題について市民と徹底的に議論するためには、その基礎となる情報が市民と共有されていなければなりません。その役割が市政情報紙、政策情報紙にはあると私は考えますが、副市長はいかがお考えになりますでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

○杉森弘之 議長 滝本昌司副市長。

○滝本昌司 副市長 ただいまおっしゃったこと、多分にそのとおりだと思います。否定はしません。それで、情報提供の在り方ですけれども、手段は、おっしゃるようないろいろあると思います。その中で、先ほどおっしゃいました、その当時は情報紙「USHIKU」ですか、それが最良と考えて、多分それで紙媒体での発行をしていたのだらうと思います。

そういう状況の中で、では現在は、どういう情報提供の在り方が最善なのかというのは、常に考えているところでございます。直近ですと、大きく情報提供の在り方を再度考えようとしてつくったのが広報政策課。広報政策課は、わざわざ政策という言葉をつけて、シティープロモーションを含めて、市の情報全体を市民の皆さん、あるいは市外の人にどういうふうに関係を伝えていくべきかというのを、常時、プロジェクトとかそういうことではなくて、常時やっけていくという意味合いで広報政策課を課として創設、今まで広報課があったんですけれども、それとプラスして政策課を入れたということでございます。

それで、まず、事シャトーの件に関して申し上げれば、その情報を、確かに逐一市民の皆さんにお知らせしてこなかったということはありません。そういったことも反省も、市民の方の指摘を踏まえて、先ほどおっしゃった紙を出したという経緯もございます。

第一義的には、まずは議会の皆様に情報を提供して、その情報を議員の皆さんが市民へ伝えて広めていただくということも、この議会制民主主義の中ではあり、ことなのかなとは捉えております。

ですので、市としては、議会議員の皆様に対しては、なるべく早く事前に情報を伝えるように努力しているところとなっております。さらに、できれば先ほど言いました広報政策課を通じて、市民、個人個人になるべく届くようにしていきたいと思っております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

それでは、2番目、報道機関への情報提供について伺ってまいります。

市民の方から、最近、新聞などに牛久の記事が載らないという御意見をいただきました。そこでお尋ねいたしますが、新聞の記事やニュースになるような報道機関への情報提供、こちらは、どのように行われているのでしょうか。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 新聞やテレビなどの報道機関に牛久の情報を取り上げてもらうことは、市の魅力をPRする上で重要な取組となっております。

市では、市内外を問わず、皆様に知っていただきたい情報を広く発信するために、随時、報

道機関宛てにファクス及びメールで情報をプレスリリースしております。

また、月に1度、報道記者を集めて定例記者会見を開催し、市の施策やイベント情報等を発表しております。この会見をきっかけに、内容に興味を持った新聞記者から直接取材を受けることもございます。

市としましては、発信する情報の信頼性と中立性を確保した上で、報道機関が興味を持つ内容や見出し等の表現方法を考えながら、スピード感を持ってタイムリーな情報をお届けし、報道機関に市のPRにつながる情報を取り上げていただける機会を増やせるよう努めてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 毎月開かれている定例記者会見、これは、市長が自ら会見し、イベントだけでなく、重要な施策や大規模なプロジェクトなどの政策の発表を行う場であると理解しています。

ニュースや新聞で報道する内容は、客観性があり、市民への信頼度も高く、自治体としてほとんど費用がかからないので、費用対効果の面でも有効な手段であると言われております。特に、新聞は毎日届き、市民の目に留まりやすい媒体です。

もちろん、記事に掲載してもらえるかどうかは報道機関の記者に委ねられてはいますが、工夫して魅力ある資料を提供することで、記事として取り上げられる機会も多くなることでしよう。

報道機関への情報提供の目的をどのように定め、また効果についてはお考えでしょうか。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 定例記者会見は、報道記者に対して、市が取り組んでいる施策やイベントなど、広くお伝えしたい情報を、市長及び職員等自らが発表する貴重な情報提供の場となっております。

また、この記者会見の様子は、市の公式ユーチューブチャンネルでも動画配信しており、市自らが情報媒体を用いて行う情報発信の場にもなっております。

この記者会見で発表された内容が、報道記者を通じて新聞やテレビ、ネットニュースなどで取り上げられることは、市内、県内はもとより日本全国、さらには海外にまで向けた情報発信になります。

定例記者会見をはじめとした報道機関への情報提供は、市が定める報道機関等への情報提供マニュアルの中で、市の財源を使うことなく報道記事として取り上げられるようにするための積極的な広報活動であるパブリシティに位置づけられ、速報性、広域性、客観性、経済性といった特徴を持って、広く市が伝えたい情報を周知することを目的としております。

そのパブリシティによる情報提供の成果として、「笑顔あふれる にぎわいとやすらぎのあるまち うしく」の魅力をPRし、まだ牛久をよく知らない方に興味を持っていただくきっかけづくりと、市民の皆様への愛着づくりにつながるものと考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 では(3)番です。

東京都墨田区では、シティープロモーションの目的を、市政に関する情報が市民に届き、市民がその施策に共感を覚え、地域への愛着や誇りを高めていくこととしています。

自治体の外に対する宣伝活動ではなく、自治体の内の住民に向けて実施されるものという視点で、職員一人一人が市民目線に立った情報の発信と共有に努めることが言われております。

つまり、シティープロモーションは、広報広聴を担当する部署だけが行うのではなく、各課の職員が、それぞれの事業や施策を伝えるよう取り組むことそのものがシティープロモーションになるという考え方です。

市の行っている事業に魅力があれば、市民が自分の持つSNSなどで、まちの魅力を発信し、市外の人にも届くという循環が生まれます。

そこで、改めてシティープロモーションにつながる市政情報の提供の考え方について質問いたします。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 シティープロモーションは、まちの魅力を市内外に発信することで、市民には自分の町への愛着と誇りを育み、そして、市外の人には、まちの知名度を高め、興味や関心を持ってもらうことを目的とした市町村が行う営業活動と言えます。

そのシティープロモーションの一環として、市の事業や施策などの情報を、様々なツールを活用し発信しています。発信ツールとしましては、広報紙のほかホームページへの掲載、LINE、フェイスブック、ツイッターなどのSNS、ガイドブックやチラシ、牛久コミュニティ放送、報道記者を集めて行う定例記者会見、ユーチューブなど多岐にわたります。

なお、広報紙につきましては、市長自らがアドバイスをを行い、以前にも増して見やすく、分かりやすく、親しみやすい広報紙の紙面づくりに努め、市民の皆様から御好評をいただいております。また、牛久コミュニティ放送には、月に1度、第1月曜日に、市長が自らの声で市政に関する情報等を市民の皆様に向けて発信する番組も放送しております。

このように、情報発信をする上で、市が現在力を入れて進めている事業や各課の取組などを市内外の方々に知っていただくことは、非常に重要なことと認識しております。

行政が信頼してもらえるまちづくりを推進するためには、一方的にお知らせするのではなく、市民の皆様を理解してもらい、情報や意見が双方向に行き交うことで、お互いよく知るための

広報広聴を展開しなければなりません。

そのためには、職員一人一人が、広報広聴、シティープロモーションは業務の一環であることを意識し、その活動に積極的にに関わり、自分自身が情報発信者でありシティープロモーターであることの自覚を持ち、日々の業務に取り組むことが必要と考えます。

そのため、毎年、新任職員を対象とした研修において、自分の職場である牛久市のことをもっと深く知り、誇りと自信を持って市政運営に生かすことを目的としたシティープロモーションの研修を行っております。

もちろん、シティープロモーションは、市の職員の力だけでは十分な効果を得ることはできません。市民の皆様、市内の関係機関や団体、事業者の皆様と連携し、一体感を持って市の魅力を発信することで、大きな力を生み出せます。

牛久に愛着を持ってくださるシティープロモーターを増やし、当市の魅力をオール牛久で取り組むシティープロモーションを今後とも進めていきたいと考えております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 先ほど市政情報紙「USHIKU」、これを発行していた際には、市長公室、こちらが事務局となり、各部から1名と、外部専門員、こちらで構成される特定プロジェクトチームが設置されていたと、そのような御答弁だったと思います。少なくとも、その頃は、そうした仕組みができていたと理解いたしました。

今までの御答弁で、広報政策課としては、報道機関への情報提供やシティープロモーションについては十二分に認識していることが分かりました。

しかしながら、結果として新聞報道などに載ることが、取り上げられることが少ないという現状がございます。市政情報の発信が紙媒体からデジタル媒体になろうとも、また、報道機関への情報提供にしても、自分たちの部署で行っている事業は自分たちが一番よく知っているわけで、各部署の魅力ある情報を全庁的に集約し、戦略的に発信する仕組みが必要ではないでしょうか。

庁内で横断的なプロジェクトチームというワーキングチーム、そのような仕組みをつくり、効果的な情報発信をしていくことについてのお考えを伺います。

○杉森弘之 議長 滝本 仁市長公室長。

○滝本 仁 市長公室長 市政情報を発信する上で、全庁的な広報発信の仕組みづくりを整えるということは重要なことは存じております。ただ、新たにプロジェクトチームをつくるということではなく、広報政策課において各課に協力を求めるような形、年間のスケジュール等を出していただき、通常の行政広報もしくは政策広報なるもの、あと対外的な数値的なもの、そ

ういうものを1局である政策広報課に集めて、その中でどのものを発信していくかを、経営政策課、政策と協議しながら情報発信に努めていきたいと考えておりますので、改めてプロジェクトチームをつくる考えは、現段階ではございません。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 どういう形でもよろしいんですけども、職員が、我が町の課題とは何かを明確にして、市民に対していかに説得力のある論理を組み立てるか。そして、それを執筆して公表するという行為そのものが、考える職員をつくることにもつながると考えますので、御検討のほうお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後3番目です。

3問目は、職員が心身ともに健康で、高い意欲を持って働くことができる職場環境づくり、こういった言葉が総合計画にも載っております。そこで、職員の健康管理について、その現状を伺ってまいります。

(1) 番です。

職員一人一人がシティープロモーションの推進者、先ほどはシティープロモーターですか、そういった言葉がございました。そういう立場で、牛久の魅力を市内外に伝える。そうした視点を持って日々仕事に当たっていただくためには、職員が心も体も健康であることは最も基礎的な前提条件と言えるでしょう。

毎年、健康診断が行われていると思いますが、近年の受診率の状況はどうでしょうか。また、健診結果を基にした指導などはどのようにされているのでしょうか。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 職員の健康診断の受診状況ですが、職員健診及び人間ドックの令和3年度における受診率は92.9%となっております。

受診結果に基づくアフターフォローとしましては、特定健診指導の該当となった職員には、追加で保健指導を受診していただくなど、職員の健康管理に進めております。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 市には、産業医という方がいらっしゃると思います。こちらの方の職務は職員の健康管理となっておりますが、その指導の中にはストレスチェックがあると思います。具体的にはどのようなことが行われているのでしょうか。

最近、メンタルヘルスに問題を抱える職員が増える傾向があり、心の健康を重視する自治体もあると言われております。心の健康につながる対応について伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 労働安全衛生法に基づくストレスチェックにつきましては、年に1回、業務委託により実施しており、高ストレス状態と判定された職員のうち、希望者に対して産業医による面談を行っております。

令和3年度に実施したストレスチェックは、牛久市及び市内の公立学校に勤務する常勤職員及び週の労働時間が29時間を超える会計年度任用職員等1,089名を対象として実施し、高ストレスの職員は15名、そのうち医師の面談を受けた職員は3名でございます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは(2)番です。

療養休暇及び分限休職者の近年の状況を伺ってまいります。

心と、それから体のほう、それぞれの要因による対象者の数、あと男性、女性の内訳についてお示しく下さい。また、療養休暇で復職した人数と分限休職で復職した人数、近年の傾向をどう捉えているのでしょうか。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 療養休暇及び分限休職者の状況についてですが、メンタルヘル스에問題を抱え休養を余儀なくされる職員は、近年増加傾向にございます。

直近3年の状況を挙げますと、令和2年度に療養休暇を取得した職員は14名で、精神疾患が5名、身体疾患が9名となっております。

令和3年度の療養休暇取得者は21名で、精神疾患が12名、身体疾患が9名、令和4年度は、10月末時点で療養休暇者が10名、精神疾患が8名、身体疾患が2名となっており、療養休暇から復帰した職員は、令和2年度が8名、令和3年度が6名、令和4年度が4名となっております。

また、分限休職者についてですが、令和2年度の人数は6名で、精神疾患が3名、身体疾患が3名となっております。

令和3年度につきましては、人数が9名で、精神疾患6名、身体疾患3名です。

令和4年10月末時点の人数は13名で、精神疾患10名、身体疾患3名となっており、分限休職処分から復帰した職員は、令和2年度が1名、3年度が1名、4年度が3名となっております。

なお、それぞれの性別については、個人の特定につながる可能性があるため控えさせていただきます。

休暇取得者及び休職者の昨今の傾向としては、特に精神疾患に起因する療養休暇を取得後、

復帰できず、分限休職処分を受ける職員は増加傾向にあると言えます。

以上です。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 今の人数を伺いますと、療養休暇を取った職員、半数以上が精神疾患、そして、分限休職者においては毎年増加傾向で、やはり半数以上が精神疾患という数字が示されました。

また、療養休暇になると復帰できずに、そのまま分限休職になってしまう傾向という御答弁もありました。

復職の人数を見ましても、療養休暇で復職した方は何人かいらっしゃるけれども、分限休職だと、なかなか厳しい数字かなという印象を受けました。

そうしますと、長期療養とならないためには、まずは入り口というか、療養休暇にならないように、職員の健康管理に日頃から目を配ることが必要となってまいります。そのための管理職の役割、また人事課としての役割について伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 職員の長期療養を未然に防ぐには、管理職が日頃から職員の健康管理に注視し、様子に変化が見られる場合は速やかに個別面談を実施するなど、管理職の役割は、非常に重要なものであると認識しております。

また、人事課においては、所属長から報告を受けた際には、必要に応じて本人から聞き取りを行うなど、職員が安心して働ける職場環境を整える必要があると考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、次に、療養休暇や分限休職となった職員が、最終的には職務に復帰してもらえるようにするための取組、そちらについてお尋ねいたします。

そもそも、市には分限休職に関する条例はありますが、療養休暇に関する規定はありません。療養休暇に関する規定を制定している自治体では、所属長の責務や療養休暇を取る職員の責務、また、療養期間中の取扱い、職務復帰の取扱いなどが明文化されていますが、市では、そのあたりの対応がどうなっているのか伺います。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 長期療養を余儀なくされた職員が職場復帰するための取組として、人事課では、定期的に面談を実施し、復帰に当たっての不安解消に努め、復職しやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

しかしながら、療養休暇の運用に関する規定等は制定しておりませんので、他自治体を参考に、今後、規定の整備を検討してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 そうですね。取扱いについての明文化がされていないと、その課、その課で対応がまちまちになるのかなという気はいたしますので、運用にする規定はつくっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは（3）番目です。

職員の禁煙指導について、まず伺う前に、職員の喫煙者数は把握しているのでしょうか。

定期健康診断などで喫煙の有無を調査していると思いますが、喫煙者数と喫煙率についてお示しください。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 職員の喫煙者数の状況についてということですが、健康診断の結果などで喫煙状況の確認は可能でございますが、現状では、正確な喫煙者数は把握できておりません。

また、過去に管財課で行った、休憩時間における職員の喫煙状況の調査では、喫煙所の利用者は最大で14名という結果を得ておりますが、職場以外で喫煙する職員がいることを想定すると、正確な喫煙者数の把握には至っておりません。

今後、職員の健康管理のため、喫煙に関する調査を実施し、喫煙者の把握に努めてまいります。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 喫煙者の正確な数が分からないことには、禁煙指導にはつながらないと考えますので、調査をよろしく願いいたします。

ところで、市では、健康プラン21という計画で、市民には健康のために禁煙を勧めています。それならば、職員に対しても同様の取組があつてしかるべきではないでしょうか。産業医の業務の中に、禁煙指導はあるのでしょうか、ないのでしょうか、お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 産業医の項目にあるかということですが、現在、高ストレスや長時間労働に係る産業医の面談というものは実施しておりますが、禁煙指導ということでは行っておりません。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 それでは、今後、喫煙者を調査する中で、その後の禁煙指導のようなものは行っていくのか、再度お尋ねいたします。

○杉森弘之 議長 本多 聡総務部次長。

○本多 聡 総務部次長兼人事課長 市では、健康プラン21において禁煙を推奨しているこ

とを踏まえ、喫煙による健康への影響について、職員の十分な理解を得られるよう、積極的な情報提供を行い、健康を害するような喫煙は控えるよう啓発するとともに、禁煙を希望する職員のフォローアップをするなど、健やかに働くことができる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

○杉森弘之 議長 山本伸子議員。

○11番 山本伸子 議員 ありがとうございます。

国でも、行政機関では職員への禁煙サポートとして、喫煙による健康への影響に関する情報の提供、そして、禁煙支援を実施することが適当である旨を人事院からの通知を受け推進しているそうです。

先ほどの御答弁にもありましたが、禁煙の必要な人や禁煙を希望する人に対しては、健康診断の結果を受けて、医師や保健師によるカウンセリング、禁煙プログラムの紹介などを行うことが適当であるとしております。

心も体も充実していないと、十分に力を発揮できないことから、職員の健康管理は人材育成の一環とも捉えることができましょう。

また、職員の健康管理は、よりよい行政サービスにつながるものであれば、人事課と健康づくり推進課が連携して、禁煙に関する啓発を進めていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○杉森弘之 議長 以上で、11番山本伸子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時17分延会